

議案第1号

島田市緑の基本計画
(案)

令和6年 月

静岡県島田市

～ 目 次 ～

序章 はじめに	1
1. 計画の目的	1
2. 計画策定の背景	1
第1章 計画の基本事項	2
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画対象区域	3
3. 計画期間	3
4. 対象とする緑地	4
5. 緑地の有する機能	5
第2章 緑に関わる背景	6
1. 緑に関わる背景	6
2. 緑に関わる法制度等の動向	8
第3章 現況把握	12
1. 島田市の概要	12
2. 自然的条件	13
3. 社会的条件	20
4. 緑地現況、緑化現況	34
5. 市民意識の把握	51
第4章 分析・評価、課題の整理	52
1. 機能の分析・評価	52
2. 課題の整理	61
第5章 基本理念・将来像・基本方針	64
1. 基本理念	64
2. 緑の将来像	65
3. 基本方針	67

第6章 緑地の配置方針	69
1. 主要な機能別緑地の配置方針	69
2. 総合的な緑地の配置方針	80
第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための目標及び施策	82
1. 緑地の整備目標	82
2. 施設緑地の整備目標	82
3. 施設緑地の整備に関する施策	84
4. 地域制緑地の整備目標	88
5. 地域制緑地の整備に関する施策	90
6. 都市緑化の推進方針	94
第8章 緑化重点地区・保全配慮地区	97
1. 緑化重点地区の設定	97
2. 保全配慮地区の設定	99
第9章 計画の実現に向けて	100
1. 市民・事業者・行政の役割	100
2. 計画の進行管理	101
参考資料	102
1. 市民意識調査	102
2. 満足度・重要度	107
3. 上位・関連計画	108
4. 用語集	110

序章 はじめに

1. 計画の目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、各市町村の都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画です。都市公園や公共・民間施設の緑地、法の指定による保全地区等も含め、地域全体の緑の将来像を描き、その実現のための取組を示すものです。

2. 計画策定の背景

島田市では、「島田市都市計画マスタープラン」において、「大井川がつなぐ、コンパクトなまち'S ~連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり~」を都市の将来像として設定し、人口減少・超高齢社会が進行する中において、持続可能な都市づくりを推進しています。

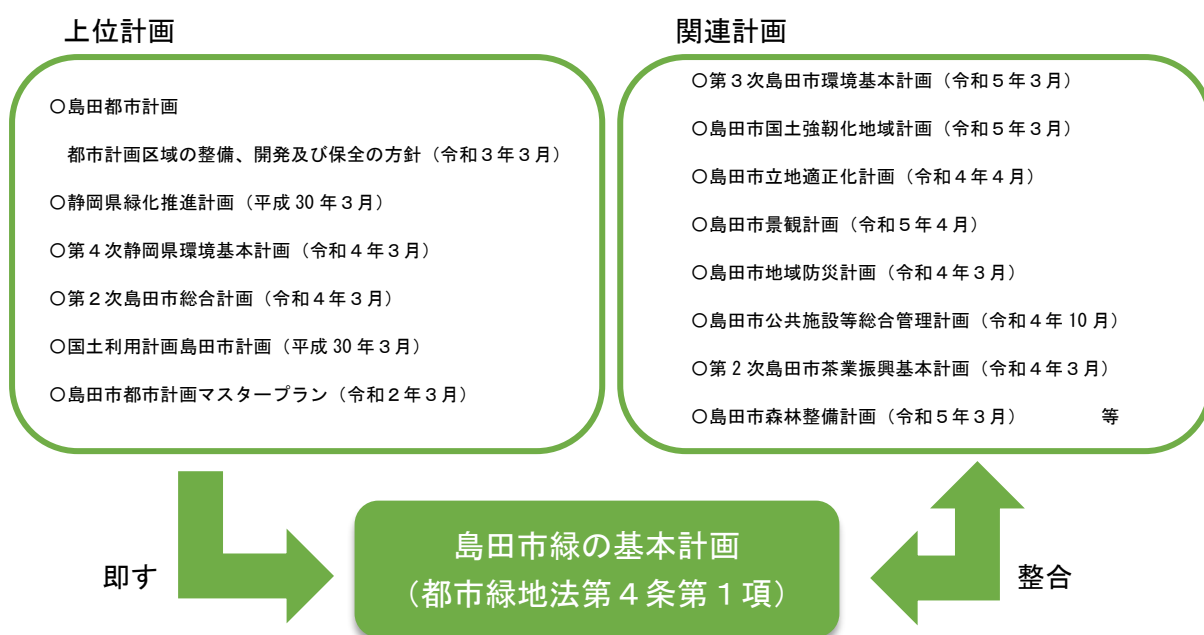
また、平成29年に都市緑地法が改正されました。主な改正内容として、緑地の定義に農地が含まれることが明記され、本計画において農地を位置づけることが可能になりました。これにより、茶園を特徴とする本市の強みを活かした計画づくりができるようになりました。同年、都市公園法も改正され、Park-PFI制度が創設され、公園管理の新たな可能性が見出されました。

こうした背景を踏まえ、これまでの緑に関する施策の実施状況を検証し、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画を踏まえ、緑に関連する法改正による新しい制度への対応、社会情勢や市民ニーズの変化への対応を図りながら「島田市緑の基本計画」を策定します。

第1章 計画の基本事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、島田市のまちづくりに関する基本構想である「第2次島田市総合計画」「国土利用計画島田市計画」「島田市都市計画マスタープラン」等、上位計画に即すほか、地域の課題解決に向けて、第3次島田市環境基本計画等、各分野の関連計画と整合を図る必要があります。



■島田市緑の基本計画の位置づけ

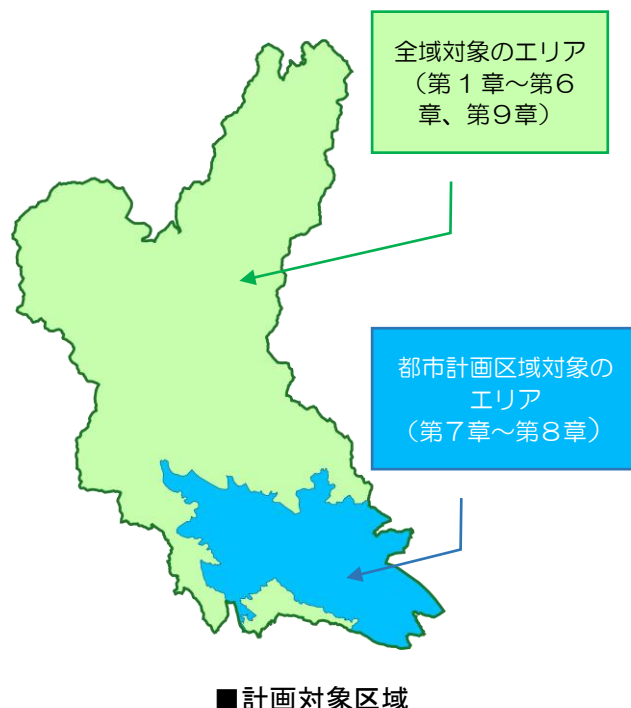
2. 計画対象区域

計画対象区域として、都市緑地法第4条第1項では、「主として都市計画区域内」と規定されていますが、本市においては、市域を縦断する大井川や市域の6割以上を占める森林等、環境保全の面からも欠かすことのできない緑地が都市計画区域外に広がっています。

このため、本計画では、行政区域（31,570ha）の全域を対象とします。なお、これまで都市部は開発により、緑地が失われてきた状況を踏まえ、重点的に緑地の保全及び緑化を推進する地域として位置づけることから、第7章、第8章は都市計画区域内を対象とします。

■計画の構成

目次	全域対象の章	都市計画区域対象の章
序章 はじめに	○	
第1章 計画の基本事項	○	
第2章 緑に関わる背景	○	
第3章 現況把握	○	
第4章 分析・評価、課題の整理	○	
第5章 基本理念・将来像・基本方針	○	
第6章 緑地の配置方針	○	
第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための目標及び施策		○
第8章 緑化重点地区・保全配慮地区		○
第9章 計画の実現に向けて	○	



3. 計画期間

本計画では、島田市都市計画マスタープランとの整合を図るため、概ね15年後の2040年（令和22年）を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、2030年（令和12年）を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。

4. 対象とする緑地

本計画で対象とする緑地は、都市緑地法第3条で定義されています。なお、平成29年度の都市緑地法の改正により、緑地の定義に農地が含まれることとなりました。

■参考法令

都市緑地法第3条

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

■緑の基本計画で対象とする緑地(例)

分類		対象の緑地		
緑地	施設緑地	都市公園	●都市公園法で規定するもの(街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園等)	
		都市公園以外	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	●都市公園を除く公共空地 ●自転車歩行者専用道路 ●市区町村条例設置の公園 ●教育施設(国公立) ●河川緑地 ●児童遊園 ●公共団体が設置している運動場やグラウンド等
			公共公益施設における植栽地等	●学校の植栽地 ●下水処理場等の付属緑地 ●道路環境施設帯及び植樹帯 ●その他の公共公益施設における植栽地等
	民間施設緑地	●条例に基づく緑地 ●市民農園 ●教育施設(私立) ●社寺境内地等		
地域制緑地	法によるもの	●農業振興地域・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律) ●河川区域(河川法) ●保安林区域・地域森林計画対象民有林(森林法) ●史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法)等		
	協定によるもの	●景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観協定) ●建築協定で緑地に係る事項を定めているもの(建築協定)等		
	条例によるもの	●条例・要綱・契約によるもの等		

5. 緑地の有する機能

都市やその周辺の緑地には、主要な機能として、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」を有しています。

<緑地の持つ機能>

機能1 環境保全機能

- ・樹林地や農地（茶畑等）は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により、悪化する都市気候や騒音、振動等の緩和機能を有します。
- ・河川等の水辺地は、野生生物の生育地、生息地として生物多様性が確保された生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市部に送り込む風の道を形成する等、緑地の機能の適切な配置により人と自然が共生する都市環境を形成します。

機能2 レクリエーション機能

- ・農地（茶畑等）は農作業体験の場にもなっています。
- ・公園や緑地は、日常的な憩い、遊び、スポーツや四季折々のイベント、レクリエーション等、緑豊かで質の高い生活空間を確保することができ、ストレスの解消や自然環境への理解を深めることができます。

機能3 防災機能

- ・市街地周辺の斜面緑地や農地（茶畑等）は、水源のかん養や雨水浸透による水害の発生防止等の機能を有しています。
- ・都市部の緑地等のオープンスペースは、大規模な震災や火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、救援活動拠点、復旧活動拠点等としての機能を有し、緑地を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。

機能4 景観形成機能

- ・農地（茶園等）は、眺望対象として優れた景観を形成するとともに、地域固有の文化や歴史等と深く関わっており、それらを適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。
- ・緑地は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、子ども達の感受性を育み、人々の生活にゆとりと潤いをもたらします。

第2章 緑に関わる背景

1. 緑に関わる背景

1-1. GX（グリーン・トランスフォーメーション）の実現に向けたまちづくり

GX とは、脱炭素社会に関する取組を通じて経済社会システムを変革させ、持続可能な成長を目指すことをいいます。

近年、気候変動やカーボンニュートラル、生物多様性とネイチャーポジティブ（30by30、OECM、NbS 等）に関する国際的な関心の高まりを踏まえた持続可能でレジリエントなまちづくりの必要性や、新型コロナ危機等を契機に希求される Well-Being の向上等の人々の QOL をより重視するまちづくりへの機運が高まっています。

都市の緑地は、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和、身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、野生生物の生息・生育環境の確保等、多様な機能を有しています。

今後、グリーンインフラとして、これらの多様な機能を有する緑地について、質・量両面の一層の充実が求められています。

1-2. 人口減少・少子高齢社会へ対応した自然と共生するまちづくり

我が国では 2008 年（平成 20 年）をピークに人口減少局面に入り、今後、高齢化については、急速に進行することが予測されています。また、少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化や土地の遊休化、荒廃化が進む等、社会の様々な面でその影響が懸念されます。

そのため、グリーンインフラの機能を有する都市の緑地の適切な利用と管理を通じて、人と自然が共生するまちづくりに向けた取組を一層図ることが求められています。

1-3. 自然災害の頻発化・激甚化へ対応した安全・安心なまちづくり

地球温暖化に伴う気候変動がもたらす台風や豪雨により、水害や土砂災害等が頻発化・激甚化する傾向にあり、防災や減災に対する意識が高まっています。

そのため、緑地が持つ防災機能を活用して、事前防災対策の充実化を図る等、災害リスクに対応したまちづくりが求められています。

1-4. 地球環境問題の顕在化に対応した持続可能なまちづくり

地球環境問題が顕在化する中、国連総会において 2030 年を目標とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動が必要とされています。



本計画では、SDGsの17のゴールのうち、緑地の保全及び緑化の推進に関する取組と関わり深い「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」「17 パートナースHIPで目標を達成しよう」を、市民、事業者、行政の協働により目指していくことが求められています。

1-5. 島田市緑茶化計画を活用したまちづくり

島田市緑茶化計画は、2015(平成27)年の新市誕生10周年記念式典で発表された市のブランドメッセージです。発表以降、「地球上で最も緑茶を愛する街(Ci-TEA)」である島田市が、溢れる緑茶愛により、市内を緑茶グリーンに染めて「緑茶化」するシティプロモーションを行ってきました。



島田市は緑茶を作り出す茶産地であり、牧之原台地には広大な茶園が広がっています。今後これらの茶園は、シティプロモーションとしてだけではなく、市街地を囲む斜面緑地として、都市環境を維持していくためにも保全することが求められています。

1-6. 牧之原台地開墾の歴史

島田市は、広大な茶園や全国的な名産地を有し、「茶処」として名高い街です。中でも有名な「牧之原台地」は、日本最大の茶産地であり、近隣市を含めると約5,000haという見渡す限りの緑地の絨毯となっています。

この牧之原台地は、1869(明治2)年、勝海舟の提言を受けた中條金之助景昭、大草高重が指導する旧幕臣達が開墾を始めたことが始まりです。江戸時代が終わり、徳川15代将軍慶喜に仕えていた武士や大井川川越制度が廃止され、職を失った人足が、牧之原台地の開墾に尽力したとされています。勝海舟は官職を辞した後も旧幕臣を物心両面で協力し続け、茶畑の開墾を支援し続けました。

また、当時は小舟を利用し、牧之原台地に渡っていましたが、あまりにも危険でした。そこで、橋を架けることが許可され、架けられた橋が「蓬莱橋」です。蓬莱橋は、現在でも農道として利用されており、世界一長い木造歩道橋としてギネス記録にも登録されています。

今日では、茶畑の開墾を支援し続けた勝海舟の功績を称え、蓬莱橋付近に勝海舟像が設置されています。



■牧之原大茶園

出典：島田市観光協会 HP



■勝海舟像

出典：島田市観光協会 HP

2. 緑に関わる法制度等の動向

2-1. 都市緑地法の改正（平成 29 年 5 月）

民間活力を最大限生かして、オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法が改正されました。

①みどり法人制度の拡充

- ・民間の CSR 活動（企業の社会的責任）の増加を踏まえ、緑の担い手として、まちづくり会社等の民間企業が追加された。

②市民緑地認定制度の創設

- ・都市のオープンスペースの不足に対して、民間が自らの土地を住民のための緑化施設として設置管理できるようになった。

③緑化地域制度の改正

- ・緑化技術の進展による屋上緑化等の普及を踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度が、建ぺい率に関わらず 25%となった。

④緑地の定義への農地の明記

- ・都市緑地法の「緑地」の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を積極的に位置づけ、保全・活用を図ることが可能となった。

⑤緑の基本計画の記載事項の追加

- ・緑の基本計画の内容に、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全が追加された。

緑の基本計画の拡充

○計画の法定記載事項（赤字傍線部を改正で追加）【都市緑地法第4条】

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ③都市公園の整備**及び管理**の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針
- ④特別緑地保全地区内の緑地の保全
- ⑤**生産緑地地区内の緑地の保全**
- ⑥緑地保全地域、特別緑地保全地区**及び生産緑地地区**以外の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区における緑地の保全
- ⑦緑化地域における緑化の推進
- ⑧緑化地域以外の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における緑化の推進

○計画の効果【都市公園法第3条の2、生産緑地法第3条】

- ・**地方公共団体は、都市公園の管理や生産緑地地区の都市計画決定は、基本計画に即して行わなければならない。**

- ➡ **都市公園の維持管理基準の法令化と相まった老朽化対策の推進**
- ・ **生産緑地地区の面積要件引下げ等と相まった都市農地の保全の促進**

なお、「③都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の保全及び緑化の推進の方針」においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、**官民連携の方針についても定めることが望ましい。**【運用指針4(4)④】

【神奈川県藤沢市緑の基本計画】
緑の将来像図



出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省 都市局）

2-2. 都市公園法の改正（平成 29 年 6 月）

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなす、という3つの観点から、新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法が改正されました。

②公募設置管理制度(Park-PFI)の創設

- ・広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を公募選定する手続きが創設された。設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建ぺい率の緩和等

②PFI事業の設置管理許可期間の延伸

- ・PFI事業の促進によって民間活力を活用するため、公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間が30年に延伸された。

③保育所等の占用物件への追加

- ・従来の国家戦略特区特例の保育所等の占用許可を全国制度化し、特区以外の都市でも公園に保育所等を設置できることとなった。

④公園の活性化に関する協議会の設置

- ・都市公園に対する多様な利用・活用ニーズの調整の円滑化等を図るため、協議会を組織することができることとなった。

⑤都市公園の維持修繕基準の法令化

- ・都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることにより、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底することとなった。

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・**公募設置等計画の認定の有効期間は20年**
 - ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならぬ**
- （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の収益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乗せ**

特例 3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「**利便増進施設**」（占用物件）として設置可能

<制度を活用した公園整備イメージ>



出典：都市公園法改正のポイント（国土交通省 都市局）

2-3. グリーンインフラの推進

わが国では、自然環境の豊かさや、良好な生活環境・景観を享受できる、都市と緑が調和した居住環境へのニーズが高まっており、グリーンインフラの取組を通じて、人が自然とよりよく関わることでできる緑と水の豊かな生活空間を形成することが必要となってきました。

一方で、人口減少・少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となっており、社会資本整備や土地利用等に際して自然環境の持つ多様な機能を賢く利用するグリーンインフラの取組を通じて、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進めることが重要です。

平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで 憩う
 コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている
 オープンスペースを活用した健康イベント(東京都立川市)

グリーンインフラで つなぐ
 グリーンインフラは、植物の生育など時間とともに機能を発揮。地域住民が計画から維持管理まで参画できる取組
 地域住民による緑地の維持管理(新潟県見附市)

令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで 守る
 鶴見川多目的遊水地(神奈川県横浜市)

SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込むイノベティブで魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラで 呼び込む
 緑や水が豊かなオフィス空間の形成(東京都千代田区)

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGsに貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

出典：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について（国土交通省都市局）

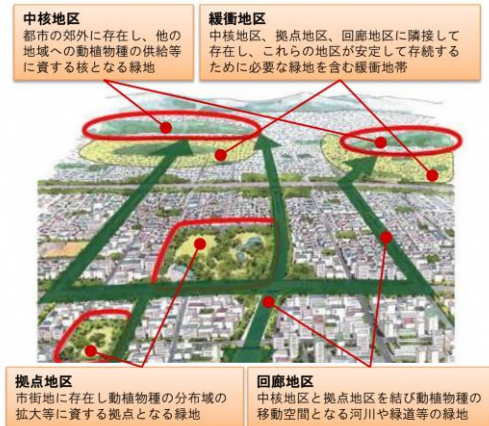
2-4. 緑の基本計画における生物多様性への配慮

都市において、宅地化等により、多様な生物が生息・生育できる空間が減少していることから、自然環境の保全や生態系ネットワークの形成を図る等、豊かな自然環境との共生したまちづくりが求められています。

(1) 都市緑地法運用指針の改正（平成 23 年 10 月）

都市の生物多様性確保を推進するために、国土交通省では、平成 23 年の都市緑地法運用指針の改正に伴い、「緑の基本計画」の内容や計画策定時の留意事項に、生物多様性の確保に関する視点を追加しました。

具体的には、生物多様性の確保の観点から、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましい旨が示されています。



(2) 生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定

「緑の基本計画」に生物の多様性保全について明記することで、地方公共団体における都市部の生物多様性保全に向けた取組を促進することを目指すため、国土交通省では「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を作成（H30.4）しました。

【計画への記載内容（一部抜粋）】

1) 基本理念・基本方針

- 基本理念や基本方針等に生物多様性の概念を組み込み、緑の基本計画全体の目標として生物多様性への配慮が浸透するようにする。

2) 施策体系

- 生物多様性を施策体系のなかに位置づけ、生物多様性の保全や活用に関する施策が計画に組み込まれるようにする。
- 生物多様性を一つの大項目としてまとめるよりも、施策体系のなかで分野横断的に生物多様性の保全や機能発揮ができるように施策を記載する。

3) 緑地の配置方針

- 保全・再生・創出する必要がある緑地の量、質、配置等について検討し、エコロジカルネットワークの形成方針を設定する。
- 都市のエコロジカルネットワークの構成要素となる中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区の配置について検討する。

第3章 現況把握

1. 島田市の概要

本市は、静岡県ほぼ中央に位置しています。北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がります。また、南アルプスに源を発し、駿河湾にそそぐ大井川が、市内に流れています。

また、古くから東海道五十三次の宿場町として栄え、大井川流域の商業・業務の中心となる中核都市として発展してきました。「島田市」という地名は、大井川の流れにより、砂礫が堆積し、洲島を形成するに至り、そこに居を構え、広い河原を開墾したことに由来しています。

平成17年5月5日に、旧島田市と旧金谷町が、平成20年4月1日、旧島田市と旧川根町が合併し、現在に至ります。市の花・木・鳥は、それぞれ「バラ」「茶」「オオルリ」であり、本市の象徴として多くの人に愛され、親しまれています。



■位置図



■市の花 バラ



■市の木 茶



■市の鳥 おおるり

2. 自然的条件

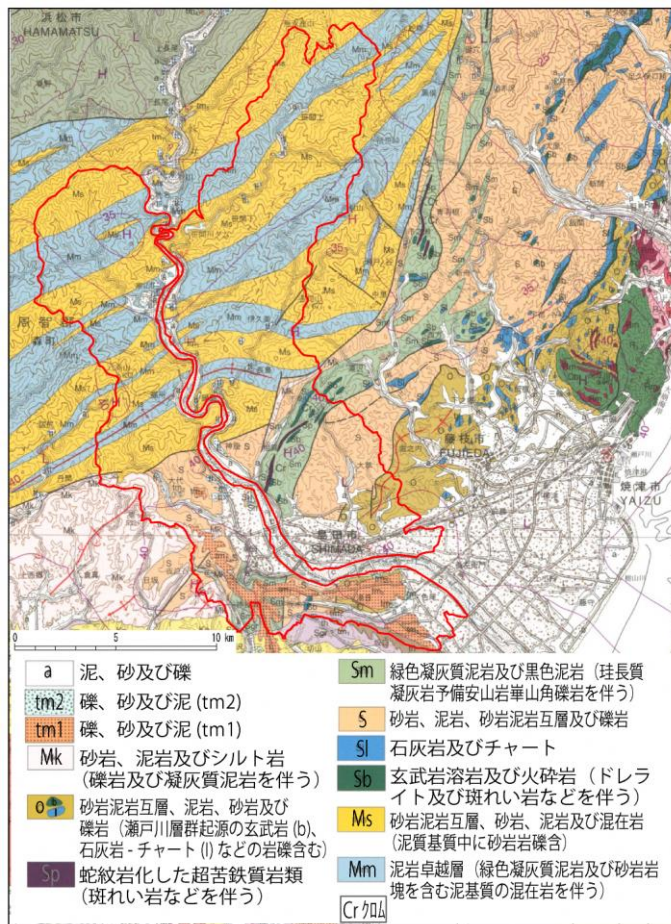
2-1. 地形・地質

本市は日本の国土のほぼ中央、大井川の中下流域に位置し、市域は、東西約23 km、南北約31 kmの南北に長い地形で、市域面積は31,570haとなっています。

市域の中央に大井川が北から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。

市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

大井川扇状地は、大井川が堆積した砂礫層でできています。この砂礫層は最大65mにもなりますが、大井川層群、瀬戸川層群を基盤として、最下部が粘土混じりの砂礫からなり、その上部は礫径の大小の変化を伴いながら、同じような砂礫が累積した形になっています。



■地質図

出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センターHP

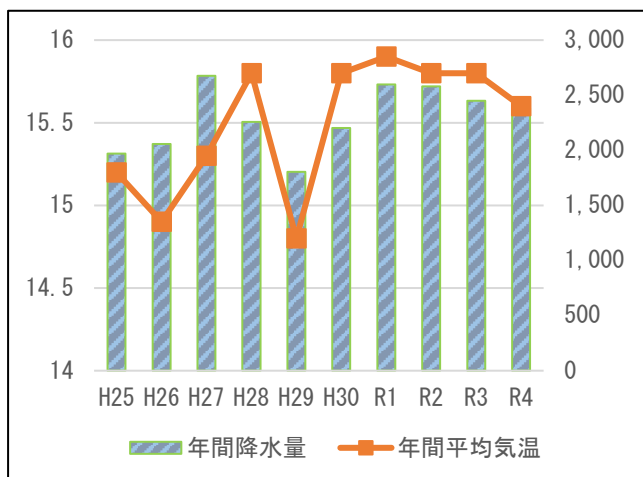
2-2. 気象特性

本市は駿河湾の影響をうけて気候が温和であり、冬の季節風は、山間部では弱いですが、大井川下流（神座地区から下流）から南では西よりの風が強く、春から秋には海陸風により日中は南よりの風が吹きます。（出典：静岡地方気象台 HP）

平成 25 年～平成 29 年までの5年間の年平均気温の変化をみると、年間平均気温は14.8℃～15.8℃とばらつきがありますが、平成 30 年～令和4年までの年間平均気温は、15.6℃～15.9 と比較的安定していることがわかります。また、年間降水量は過去 10 年間平均で 2,298mm となっていますが、1,804mm～2,677mm 前後で、年ごとにばらつきがあります。

■年間平均気温・降水量

年度	年間降水量	年間平均気温
H25	1,970	15.2
H26	2,058	14.9
H27	2,677	15.3
H28	2,259	15.8
H29	1,804	14.8
H30	2,203	15.8
R 1	2,598	15.9
R 2	2,581	15.8
R 3	2,449	15.8
R 4	2,382	15.6



■年間平均気温・降水量の推移

出典：静岡地方気象台 HP

出典：静岡地方気象台 HP

2-3. 茶草場農法（世界農業遺産）

2013年（平成25年）5月、島田市・掛川市・菊川市・牧之原市・川根本町の4市1町の地域で取り組んでいる茶草場農法が『世界農業遺産』に認定されました。茶草場農法は、茶畑の周囲の茶草場（採草地）でススキやササ等の草を刈り、乾燥させてから茶畑の畝間に敷く農法であり、良質なお茶の生産とともに、晩秋の定期的な草刈りと草の搬出作業により草地性の植物が育ち、生物多様性の確保にもつながります。



■茶草場

出典：静岡県 HP（茶草場農法）

茶草場には、古来から日本人に親しみが深い、ハギ、ススキ、キキョウ、カワラナデシコ、クズ、フジバカマ、オミナエシの秋の七草を含む300種以上の草地性植物が生育し、フジタイゲキ等の絶滅のおそれのある種も見ることができます。また、この地域のみに見られる固有種のカケガワフキバツタも確認されています。

2-4. 河川の特徴

（1）大井川水系等

本市の水系は、一級河川（大井川、菊川、伊久美川、笹間川等）が2水系18河川、二級河川（湯日川、勝間田川、栢山川等）が3水系4河川、準用河川（笹間川、本沢、上手川等）が5水系34河川、流れています。

大井川は日本有数の急流性の暴れ川であり、川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角州や自然堤防体が存在しません。



■ 鵜山の七曲り
出典：島田市景観計画

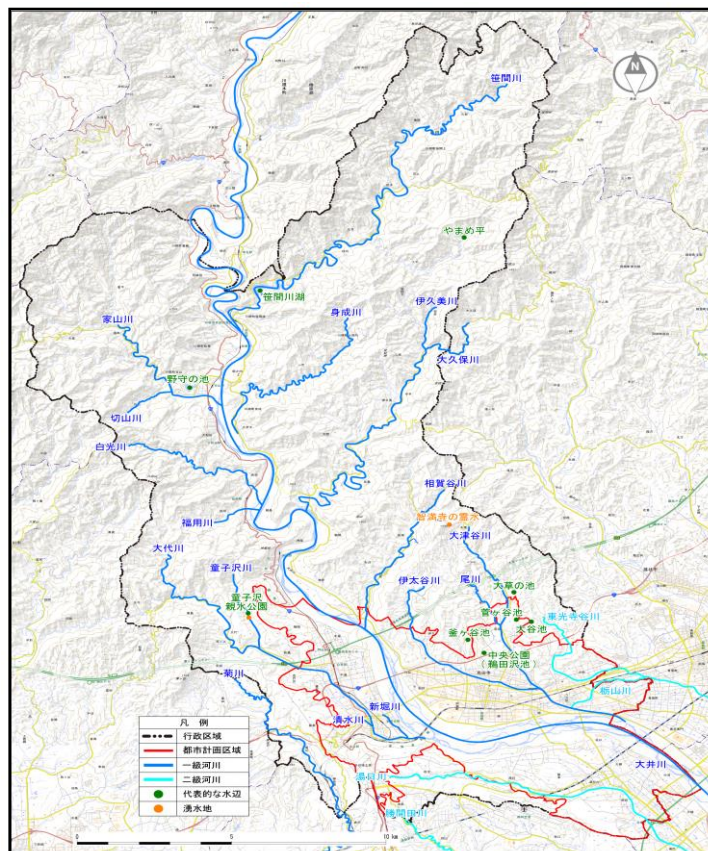
特に、川根地区において、約4km にわたり穿入蛇行を繰り返す地形は「鵜山の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして、志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

大井川の河川敷では、「しまだ大井川マラソン in リバティ」の開催や大井川沿い「サイクルツーリズム『RIDE Oigawa』」として、マラソンやサイクリングが楽しまれています。

■ 河川

	水系数	河川数	延長 (m)
一級河川	2	18	273,660
二級河川	3	4	50,160
準用河川	5	34	67,892

出典：島田市 HP (市内の河川)



■ 水系図

※島田市作成

(2) 大井川中流域（日本の重要湿地 500）

環境省では 2001 年（平成 13 年）度に、わが国の湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、生物多様性保全の観点から重要な湿地を「日本の重要湿地 500」として選定しました。その後、環境の変化が生じている湿地が存在していることや新たな知見が得られた湿地が存在することから見直しが行われ、2016 年（平成 28 年）4 月には重要湿地として 633 か所が選定されました。

静岡県内では、13 か所が選定され、本市に関わるものとして、『大井川中流域』があり、ミヤマシジミ、ツマグロキチョウ、コムラサキ、カワラバッタ等の生息地となっています。

(3) 良好な水辺地・湧水地

1) 水辺地

代表的な水辺地として「野守の池」「鶺鴒沢池（中央公園）」等があります。野守の池は、大井川の流れが変化し、池として残った河跡湖で、ヘラブナや鯉の釣り場として有名です。

【代表的な水辺】

- ・野守の池
- ・鶺鴒沢池（中央公園）
- ・童子沢親水公園
- ・やまめ平
- ・笹間川湖
- ・大草の池
- ・八垂の滝

2) 湧水地

本市の代表的な湧水地として、「智満寺の霊水」「童子沢親水公園」があります。

■湧水地

名称	概要
智満寺の霊水	昭和初期までは修行の者が身を清めたとされている智満寺の霊水は、まるで糸が垂れるかのように真っ白に流れ落ちている。奈良時代末期に開かれた由緒ある寺には、樹齢1,000年を超える十本スギが国指定天然記念物となっている。
童子沢親水公園	童子沢親水公園は、新東名高速道路島田金谷ICから国道473号を南下し、大井川鐵道合格駅の駅前交差点を西へ進むと「童子沢親水公園」案内看板が見える。冷泉は源泉跡に溜まっている。公園は、アウトドアスポットとして整備されており、夏は水遊びやキャンプ等、家族で楽しむことができる。



智満寺の霊水

出典：静岡県 HP（静岡県の湧き水）



童子沢親水公園

出典：島田市観光協会 HP

2-5. 植生

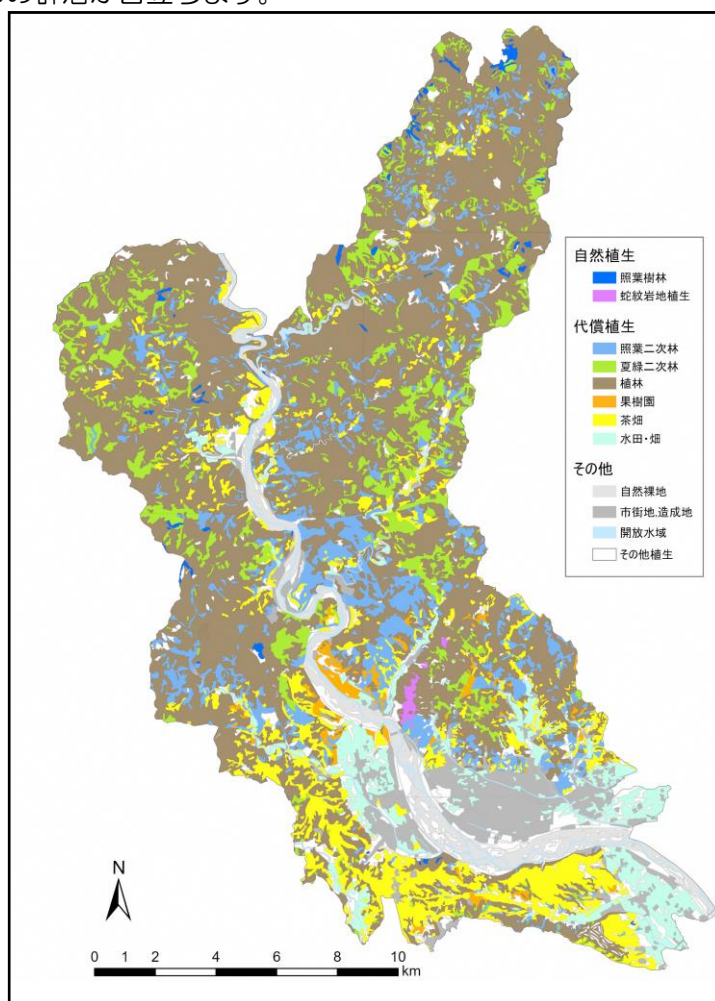
本市の山地では、商品木材として植林されてきたスギやヒノキといった針葉樹林が多くなっています。

中山間地では、コナラやスダジイ等の雑木林のほか、茶畑やミカン畑のような農作物の栽培等、二次的自然がつけられてきました。現在では、雑木林に変わって竹林の拡大や、クズの繁茂が目立つようになってきました。

平野部は、近年の都市化や荒廃農地の増加により、セイタカアワダチソウやイネ類・マメ類等の荒地に生える植物が侵食しています。

大井川河川敷は、中州や河川敷の樹林化が著しく、湿地も高水敷のグラウンドや公園等の活用によって大部分が消滅しました。

川口から神座付近及び相賀の赤松付近に比較的まとまったヤナギ林が見られますが、礫質の土壤に生育するヤナギ類やアカメガシワが多く、それより下流では、多年生草本のススキが多く見られるほか、つる性植物のクズが河川敷を覆っています。また、中州ではヤナギ類やハンノキ類の林が見られるほか、初夏には帰化植物のムシトリナデシコが一面に花を咲かせ、秋にはカワラハハコの群落が目立ちます。



■ 植生図

出典：静岡県 GIS データ（環境省生物多様性センター）

2-6. 動物相

北部の山間地域では、本市で見られる主な中・大型哺乳類が全て確認されています。近年ではニホンザル、ホンダヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカが中山間の農地に出没して農作物への被害が目立つようになってきました。他には、都市化に伴い蚊等が増え、それらを餌にするコウモリ類が夏から秋にかけて飛翔するのがよく確認されるほか、帰化動物であるハクビシンやアライグマの確認例もあります。

市内で頻繁に確認される鳥類は、ホオジロ、ヒヨドリ、メジロ、エナガ、シジュウカラ等、国内において広く分布し個体数の多い種類です。特定の種類が地域の全種類の個体数の6～7割を占めており、市域の自然が農耕地や植林といった人為的影響を強く受けており、種の多様性が低くなっていることが示唆されています。

また、「島田市伊太田代地区土地利用基本計画にかかわる自然環境影響評価調査報告書」（平成16年3月）によると、伊太田代地区でクマタカの営巣と産卵が確認されています。

爬虫類・両生類は、ニホントカゲ、シマヘビ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル等、本州で見られる主な種の多くを確認できます。イシガメ、クサガメ等のカメ類については、川根地区の野守の池で外来種のアカミミガメとともに確認されることがありますが、市内の河川では確認する機会は減少しています。

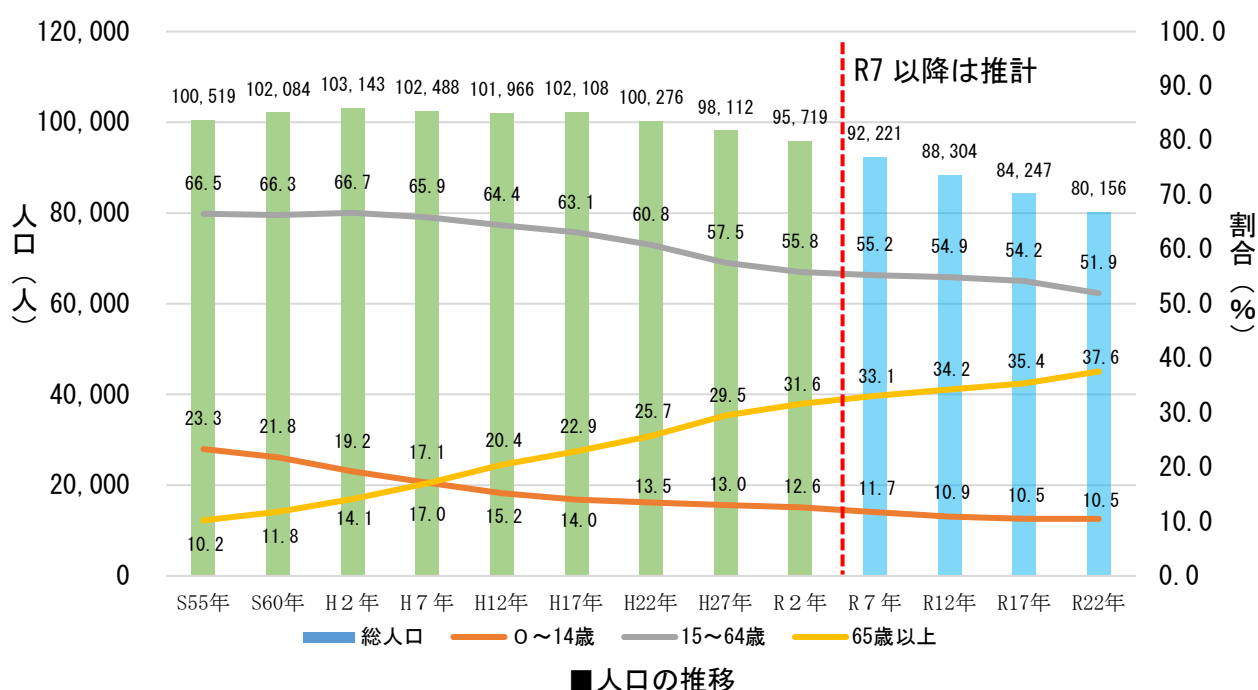
昆虫類は、お茶やミカンの栽培が盛んな本市では、茶につくアオバハゴロモ、ミカンにつくカメムシ類等もよく確認されています。

3. 社会的条件

3-1. 人口

国勢調査による本市の人口は、1990年（平成2年）の103,143人をピークに減少に転じています。今後も人口減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、2040年（令和22年）に約80,000人となり、2020年（令和2年）に比べて約16%減少すると予測されています。

また、高齢化率は令和2年国勢調査では31.6%となっており、2040年（令和22年）に37.6%に上昇すると予測されています。

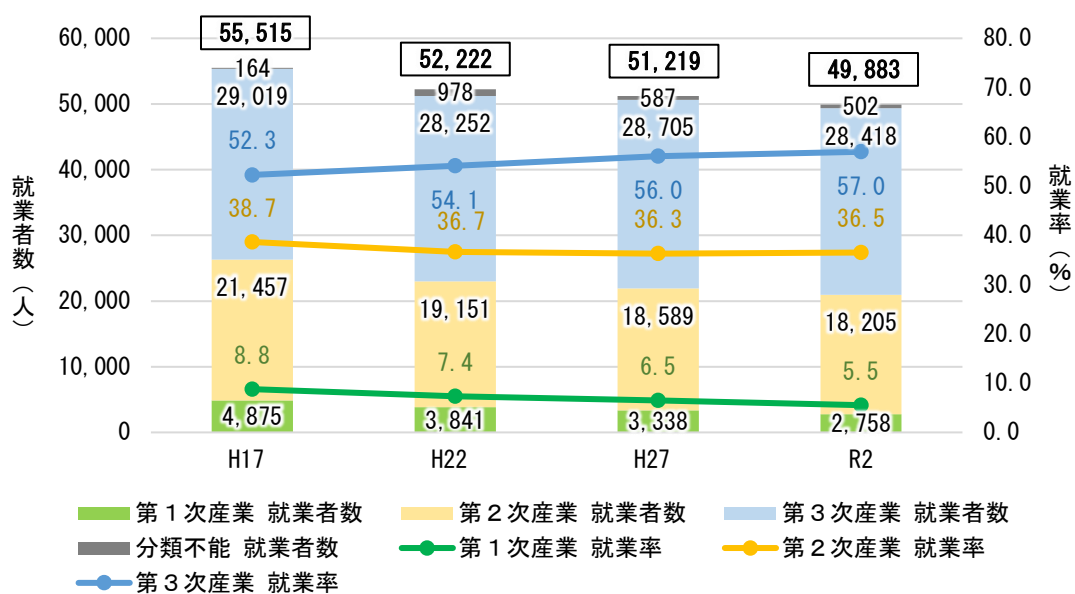


出典：国勢調査、令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（2023（令和5年）年推計）』

3-2. 産業概況

本市の産業別就業者数をみると、令和2年時点、49,883人であり、このうち、第3次産業が57.0%を占め、その就業率は上昇傾向にあります。第1次産業は5.5%で就業率は減少傾向にあります。

第1次産業では、静岡県内有数の茶産地となっており、島田茶（大井川中流域左岸山間部、大井川下流域右岸初倉地区等）、金谷茶（牧之原台地とその周辺）、川根茶（大井川上流）の三つのブランドのお茶が生産されています。



■産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

3-3. 土地利用の現況と動向

(1) 地目別土地利用面積

本市における地目別土地利用面積は、令和5年時点、山林が 15,390.5ha で市域全体の 48.8%を占めており、すべての地目の中で最も多くの面積を占めています。

また、令和元年から令和5年にかけて、田・畑・山林・原野・池沼の自然的土地利用面積は減少しています。

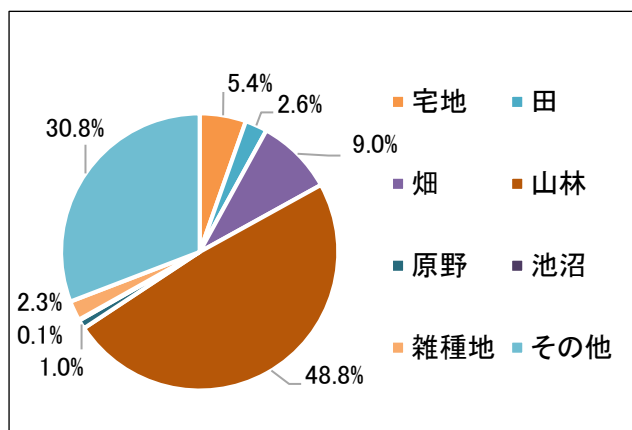
■地目別土地利用面積

単位：ha

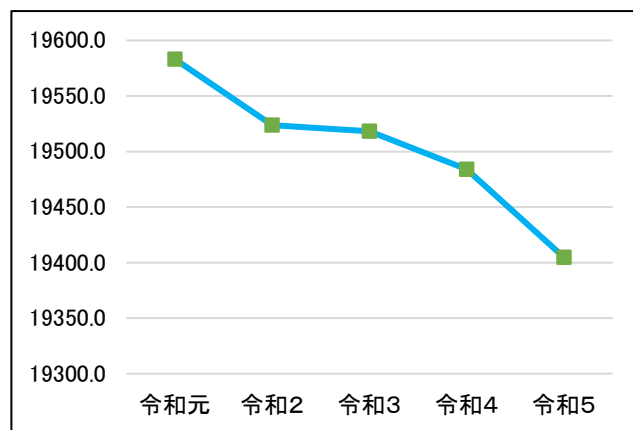
年	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他
令和元	1,699.4	838.9	2,846.8	15,484.7	333.0	34.7	711.4	9,621.1
令和2	1,705.5	831.8	2,840.3	15,484.4	332.9	34.3	713.8	9,627.0
令和3	1,694.9	825.7	2,848.3	15,479.3	330.7	34.2	720.2	9,636.8
令和4	1,699.0	821.0	2,841.0	15,457.9	329.9	34.2	723.4	9,663.6
令和5	1,706.5	815.6	2,834.8	15,390.5	329.6	34.2	725.6	9,733.2

※ その他は、河川敷・道路敷・堤塘敷・墓地等

出典：令和5年度島田市統計書（課税課「概要調書」（総評価地積+非課税地積）、各年1月1日現在）



■地目別土地利用面積割合（令和5）



■田・畑・山林・原野・池沼面積の推移

(2) 都市計画区域内の土地利用面積

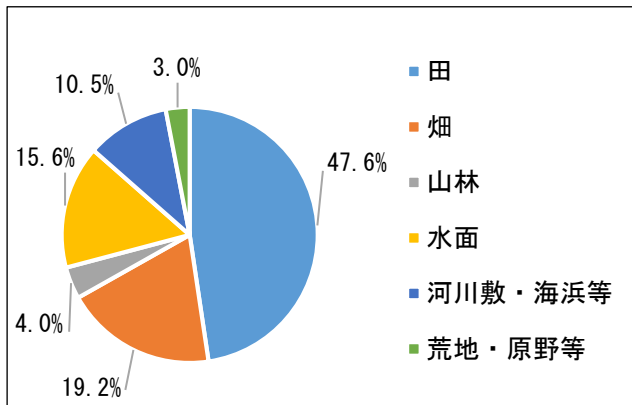
都市計画区域内において、自然的土地利用面積は用途地域、用途白地ともに、田畑が最も多く、半数以上を占めています。また、都市的土地利用は、住宅用地が最も多い状況です。

■都市計画区域内の土地利用面積

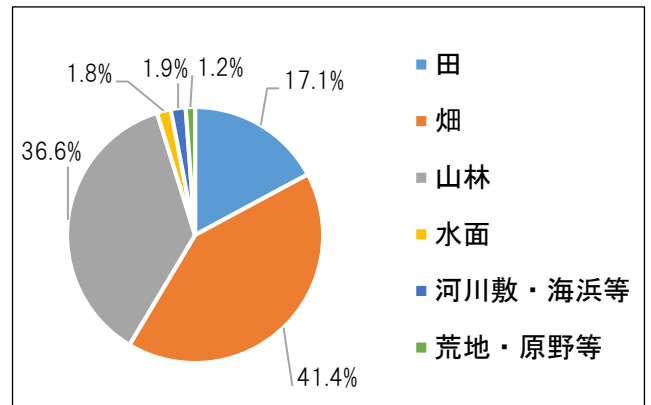
単位：ha

市街地区分	自然的土地利用								都市的土地利用								合計		
	田畑			山林	水面	河川敷・海浜等	荒地・原野等	小計	宅地				公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地		小計	
	田	畑	小計						住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地							
用途地域	102.54	41.33	143.87	8.70	33.59	22.60	6.49	215.25	622.29	90.32	274.18	4.56	991.35	114.53	239.39	21.91	27.67	1,394.85	1,610.10
用途白地	445.10	1,075.93	1,521.03	950.62	45.76	48.63	30.59	2,596.63	513.45	45.47	150.33	23.24	732.49	307.36	409.18	23.25	82.99	1,555.27	4,151.90
合計	462.27	938.78	1,401.05	805.38	229.19	783.12	31.29	3,250.03	969.27	116.30	363.35	23.45	1,472.37	357.04	550.51	38.47	93.58	2,511.97	5,762.00

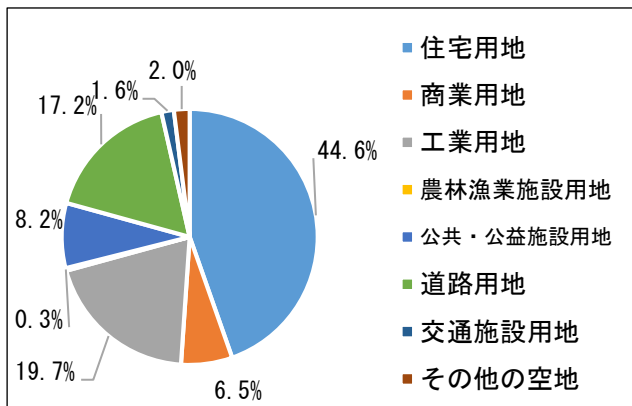
出典：令和3年度都市計画基礎調査



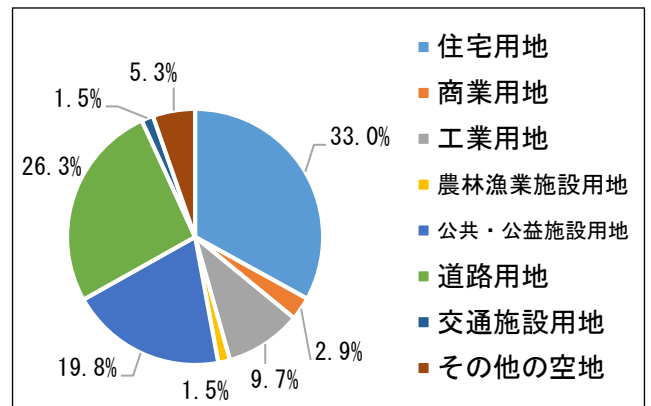
■用途地域 自然的土地利用別



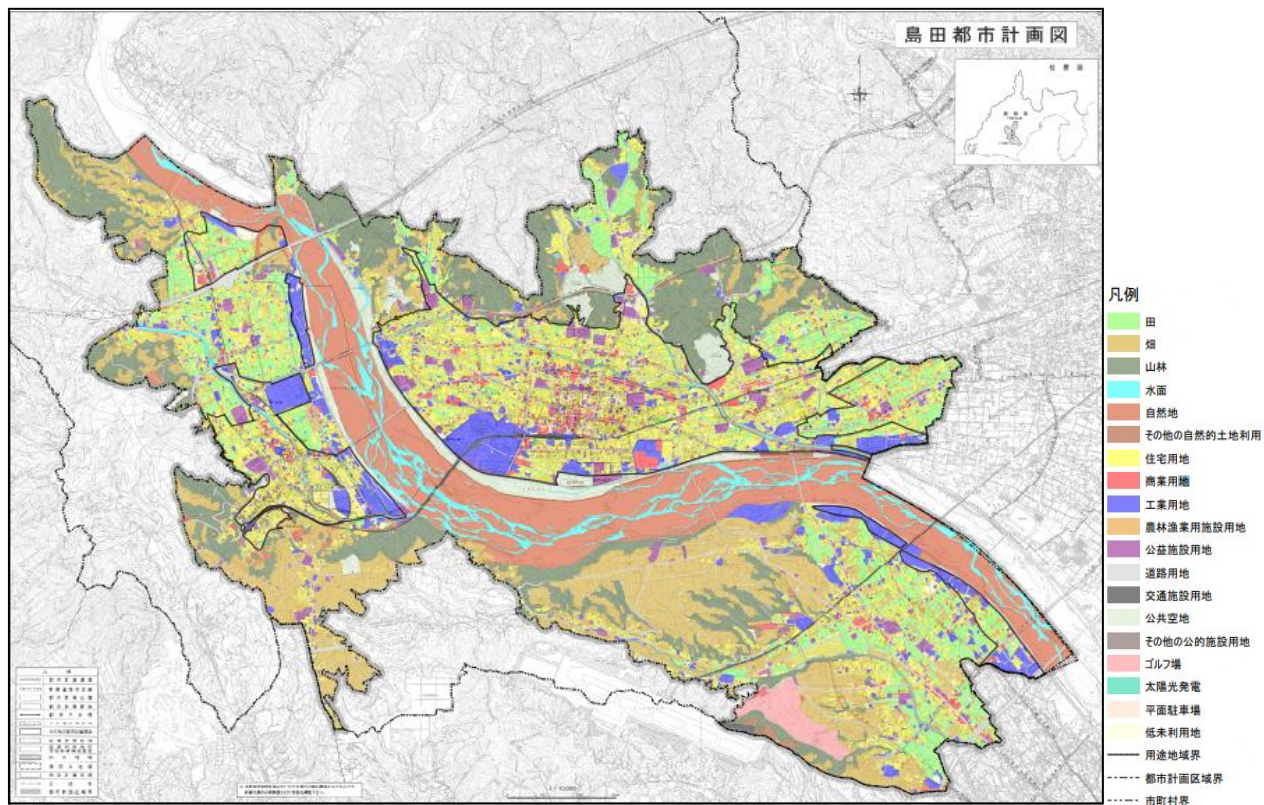
■用途白地 自然的土地利用別



■用途地域 都市的土地利用別



■用途白地 都市的土地利用別



■都市計画区域内の土地利用等現況図

出典：令和3年度都市計画基礎調査

3-4. 都市計画の決定

(1) 都市計画区域の面積と人口

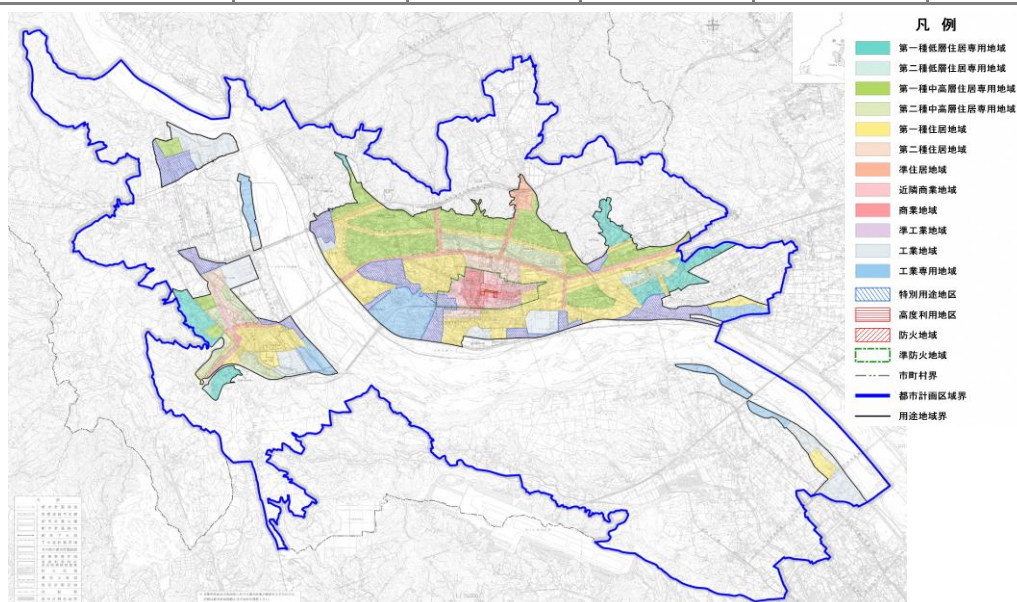
本市の都市計画区域は 5,762ha で、市域の 18.3% を占めています。

本市の用途地域は、1,610.1ha で住居系が 64.4%、工業系が 30.4%、商業系が 5.2% を占めています。商業系の用途地域は、主に JR 島田駅や JR 金谷駅周辺、工業系の用途地域は、主に大井川沿いを指定しています。

都市計画区域内の人口は、令和 2 年国勢調査時点において市全体の 90.3% (86,401 人) を占めています。

■ 都市計画区域人口

	面積 (ha)		人口 (人) : 令和 2 年国勢調査		
		構成比		構成比	人/ha
行政区	31,570	100.0%	95,719	100.0%	3.0
都市計画区域	5,762	18.3%	86,401	90.3%	15.0
用途地域	1,610.1	5.1%	56,956	66.0	35.4
特別用途地域	181.5	0.6%	—	—	—
高度利用地区	1.3	0.004%	—	—	—
防火地域	0.7	0.002%	—	—	—
準防火地域	83.3	0.3%	—	—	—
都市計画区域外	25,808	81.7%	9,318	9.7%	0.4



■ 地域地区図

出典：令和 3 年度都市計画基礎調査

(2) 地区計画

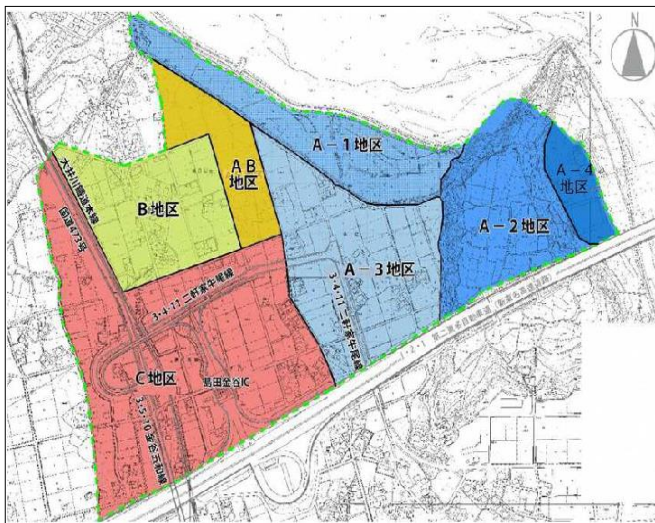
本市では、6つの地区計画が定められています。

「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画」のA-2地区（工業地域）では、斜面緑地を保全するため、木竹の伐採が制限され、また、向島町・若松町地区計画では、地区道路に面する垣又は柵の構造を生け垣としており、都市・生活環境を形成しています。

■地区計画

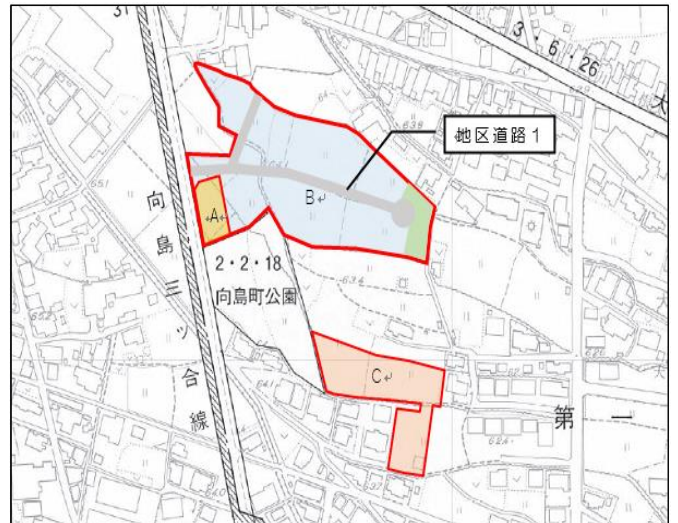
名称	面積 (ha)	備考
中央第三地区計画	21.2	
六合駅南地区計画	14.8	
往還下地区計画	41.0	
新東名島田金谷インターチェンジ 周辺地区計画	78.1	A-2地区では、斜面緑地を保全するため、 木竹の伐採が制限されている。
向島町・若松町地区計画	1.2	地区道路1号に面する垣又は柵の構造は 生け垣とする。
川越し街道周辺地区計画	8.2	

出典：島田市 HP（地区計画とは）



■新東名島田金谷インターチェンジ
周辺地区計画区域図

出典：島田市 HP（地区計画とは）



■向島町・若松町地区計画

出典：島田市 HP（地区計画とは）

3-5. 景観の状況

(1) 景観の特徴

本市は、緑豊かな自然に囲まれており、梅や桜、カタクリやドウダンツツジ等、色とりどりの花の名所や名木が各地に分布しています。

また、市街地を縁取る丘陵地や山間地では新緑や紅葉等、四季それぞれに彩られた美しい景観を見ることができます。

智満寺の十本スギのほか、文化財に指定されている樹木が数多くあり、地域を象徴する景観が形成されています。そのほか各所の社寺林や大木は、地域のランドマークとなっているとともに市民の憩いの場となっています。

市全域で見られる茶園は、畝が何列にも並びながら緩やかに起伏して茶産地としての個性的な景観となっています。

大井川、大津谷川、湯日川、大代川及び家山川等の河川沿いの緑豊かな散策路は、身近なやすらぎや潤いを感じられる場所として親しまれています。

住宅地では、生け垣等による敷地内の緑化が促進されており、周辺と一体となった市民の暮らしが感じられる親しみの持てる景観となっています。

活力ある産業活動が行われている工業地では、敷地内の緑化により、周辺との調和が図られています。



■野田の城山から見た田園風景

出典：島田景観計画

■景観資源

要素	資源
山なみ・地形	・八高山・高山・神尾山・千葉山・矢倉山 ・大井川「鶴山の七曲り」と朝日段・横臥褶曲
眺望	・茶の都ミュージアム・牧之原公園・諏訪原城跡・どうだん原・星山 ・野田の城山・白岩寺公園・朝日段公園・地蔵峠・天王山公園・宝蔵寺 ・S Lの見える丘公園・川根温泉・七曲リスカイパーク 等
樹木	・医王寺のクスノキ・川根温泉の大シイ・天徳寺のサザンカ ・伊太谷川、栃山川沿いの桜並木・島田市役所敷地内の帯桜 等
農地	・中條金之助景昭像付近・天王神社付近・大津落合の田園 ・神座のみかん園・初倉のレタス畑 等

出典：島田市景観計画

(2) 継承したい茶園景観

県と本市を含む空港周辺 8 市町で構成する大井川流域・牧之原大茶園景観協議会は、大井川流域・牧之原大茶園の景観を積極的に保全・活用していくことを目的として「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」を選定しました。30 選は有識者による選考委員会の審査を経て決定し、市内では 5 地点が選ばれました。

●中條金之助景昭像付近（阪本）



●島田吉田バイパス沿い、天王神社（阪本）



●静岡空港北側、権現原（湯日）



●粟ヶ岳山麓農林水産省掛川調整水槽付近（金谷安田）



●大井川鐵道抜里駅（川根町抜里）



出典：静岡県 HP（牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選）

(3) イベント景観

市内では、2月～11月にかけて、梅、桜、バラ、モミジ等、花の開花時期にイベントが行われています。

■自然のイベント

月	名称	概要
2月	伊太梅まつり	梅畑が広がる伊太地区で開かれるお祭り。竹筒うめと梅の小枝の無料配布が行われている。
	家山梅園梅まつり	「家山梅園」は、川根町家山地区の住民有志のグループ「梅の会」が10年余かけて整備し、2007年の2月にオープンした梅園。
3月	かわね桜まつり	桜の名所として名高い川根町家山。大井川鉄道沿いの桜トンネル、家山川沿いの桜並木、野守の池のしだれ桜、牛代のみずめ桜等が一斉に開花する。桜トンネルとその脇をSLが走っている景色が印象的。
	河原町桜まつり	大井川川越遺跡に隣接する旧堤防沿いでは、春になるとたくさんの桜が咲き誇り、多くの見物客で賑わう。
	大津谷川桜堤防桜まつり	大井川水系一級河川の大津谷川の桜堤防は、川の両岸2.3キロ(徒歩約30分)に渡って桜が咲き誇る。
	カタクリ祭り	牧之原公園でカタクリの開花に合わせて開催される。
4月	童子沢さくらまつり	川遊びが楽しめる溪流沿いにある童子沢親水公園で開催される、桜とともに自然が楽しめるイベント。
	金谷茶まつり	銘茶の産地「金谷」で二年に一度行われる。茶摘み衣装をまとった茶娘約1000人が華麗な踊りを披露する。
5月 10月	ばらの丘フェスタ (春・秋)	毎年春と秋の2回、バラが見頃を迎える時期に行われる。世界各国のバラ約360種9千株がこの時期に見頃を迎える。
11月	童子沢もみじまつり	大代の童子沢親水公園では、毎年11月にもみじまつりを開催している。猪肉の入った童子汁の販売等。

出典：島田市HP（まつり・イベント）、島田市観光協会HP



伊太梅まつり

出典：島田市HP（まつり・イベント）



童子沢もみじまつり

出典：島田市観光協会HP

(4) 景観計画・景観協定

本市では良好な景観形成を推進するため、市全域を景観計画区域と定めて、大規模な建築物等の新築、増築、改築又は移転、外観の変更にあたっては事前に届出が必要となっています。景観形成の基準として、形態・意匠のほか、敷地内の緑化に努めることが定められています。

また、中でも地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために、特に重点的に取り組む必要があると認められる地区を景観計画重点地区（中央第三地区計画区域内、新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区、向島町・若松町地区、川越し街道周辺地区）として定めています。

景観計画重点地区の中で、向島町・若松町地区（しまだみそらガーデンプレイス）において、土地所有者全員の合意のもと、良好な景観の形成に関する協定（景観協定）を結んでいます。協定区域では、協定緑地を設けており、土地所有者等は、自己の敷地（敷地延長通路部分を除く）において、敷地面積に対する緑化面積の割合が25パーセント以上となるよう、緑化しなければならないとされています。

■大規模な建築物等に係る景観の形成基準

項目	緑化に係る景観形成基準の内容
垣・柵	・敷地の周囲は、生け垣とするよう努める。
緑化	・敷地内には、樹木を適切に配置し、緑化に努める。 ・植栽の樹種については、周辺地域の植生に配慮する。 ・敷地内の既存樹木は、極力保全し、景観に活かすように配慮する。

出典：島田市景観計画

3-6. 建築協定

建物を建てる場合には、建築基準法で最低限のルールが定められています。地域の特性に応じた住みよいまちづくりを実現するため「建築協定」という制度があります。

市内での建築協定では、緑化に係るものとして、道路・敷地境界の生け垣化や敷地内の緑化等が取り決められています。

■ 建築協定（一部抜粋）

協定の名称	緑化に係る協定の内容
金谷泉町ニュータウン建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の空地には、芝生・花・クローバー・樹木等で土地が保護されており、良好に管理されていること。 ・道路に面する垣は、生け垣・金網その他、これに類するものであり、垣に用いる樹木は、隣接又は近接する垣の樹種又は、これに類するものとし、緑地帯として沿道の景観の向上を図ったものであること。
グリーンヒルズ初倉団地建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界に面する垣又は柵は、生け垣又は高さが1.5メートル以下の鉄製、アルミ製、木製若しくは竹製等のものとする。 ・敷地内の空地については、生け垣のほか3本以上の高木を植栽すること等により、緑化に努め、庭木等の高さ及び形状等について、周辺に迷惑を及ぼさないよう良好に管理されていること。
フローラタウン相賀建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線に面して設ける垣は生け垣とすること。 ・敷地内の空地に着いては、緑化に努め、良好に管理すること。
百桃の郷「東大津」建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線に面して設ける垣は生け垣とすること。 ・敷地内の空地に着いては、緑化に努め、良好に管理すること。
オレンジタウン神座建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線に面する垣又さくは、生け垣若しくはフェンスその他これらに類するものでなければならない。 ・敷地内の空地に着いては緑化に努め良好に管理しなければならない。
島田ばらの丘ニュータウン建築協定 島田ばらの丘ニュータウン2丁目建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、緑道及び公園に面する垣又は柵の構造は以下に適合するものとする。 イ 生け垣 ロ 宅地地盤面から高さ1.8m以下の透視可能なもので構造上安全なもの。
しまだあさひガーデンプレイス建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の生け垣、フェンス等については、次の号に定める基準によらなければならない。 (1) 道路、コモン、ポケットパーク及び歩行者専用道路に沿って、垣、柵、塀その他これらに類するものを設ける場合は、生け垣又は高さが1.2m以下の透視可能なフェンス等としなければならない。 (2) 隣地境界に垣、柵、塀その他これらに類するものを設ける場合は、生け垣若しくは透視可能フェンス又はこれらを併用したものでなければならない。

出典：島田市 HP(建築協定)

3-7. 防災上の避難地

本市の地域防災計画で定める一時避難地（所）は、小学校、中学校、公園・緑地、公民館及び交流センター等が指定されています。その内、中央小公園に多目的防災トイレが整備され、一時避難地としての機能が強化されています。

また、地域防災計画において一時避難地（所）に指定はされていませんが、多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどツール等を備えた向島町公園や木屋島公園が整備され、一時的な避難地としての利用が可能となっています。

■指定緊急避難場所 ※公園・緑地を抜粋

地区	種別	名称	面積 (ha)
島田地区	街区公園	扇町公園	0.18
		中央小公園	0.94
		中溝公園	0.21
	近隣公園	大井川公園	0.83
		元島田公園	1.26
	運動公園	横井運動場公園	8.60
	都市緑地	駅前緑地	0.10
緩衝緑地	大井川緑地	34.18	
金谷地区	街区公園	夢づくり公園	0.28
	普通公園	菊神公園	0.68

出典：島田市地域防災計画



■災害時用器具庫付き縁台

(向島町公園)

出典：島田市



■東屋と災害時用器具庫付き縁台

(向島町公園)

出典：島田市

3-8. 法令の規制状況

平成 24 年 4 月から、工場立地法における緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び関連事務が、市に移譲されました。これを受け、企業誘致や老朽化した生産施設の更新を促進するため、島田市工場立地法に関する準則を定める条例が、平成 25 年 9 月 30 日に公布されました。本市における緑地面積率及び環境施設面積率は、下表のとおりです。

■島田市工場立地法に関する準則を定める条例

項目	区域区分	島田市準則 (工場立地法準則からの緩和幅)	工場立地法 準則
緑地面積率	工業・工業専用地域	10%以上 (10%緩和)	20%以上
	準工業・用途無指定地域	15%以上 (5%緩和)	
環境施設面積率	工業・工業専用地域	15%以上 (10%緩和)	25%以上
	準工業・用途無指定地域	20%以上 (5%緩和)	

出典：島田市 HP (工場立地法地域準則について)

4. 緑地現況、緑化現況

4-1. 施設緑地

施設緑地とは、都市公園のほか、小中学校の運動場や街路樹等の公共施設緑地、市民農園、ゴルフ場等の民間施設緑地をいいます。

本市における施設緑地は、以下のとおりです。

(1) 都市公園

本市の都市公園は、全て都市計画区域に含まれ、124か所、92.69haが整備されています。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、人口86,756人(令和5年3月末)に対して、約10.7㎡であり、基準値を満たしています。

※島田市都市公園の設置基準等を定める規則の基準(10㎡/人以上)

■都市公園の整備状況(令和5年3月末現在)

種類	種別	内容	
		箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	91	13.80
	近隣公園	4	3.70
都市基幹公園	総合公園	2	10.50
	運動公園	1	8.60
緩衝緑地等	特殊公園	1	0.20
	緩衝緑地、都市緑地、緑道	25	55.89
合計		124	92.69

出典：島田市資料(公園台帳)

(2) 都市計画公園・緑地

本市では、合計32か所、面積362.01haの公園・緑地を都市計画決定しており、そのうち29か所、面積73.22ha(整備率：約20.2%)が開設されています。

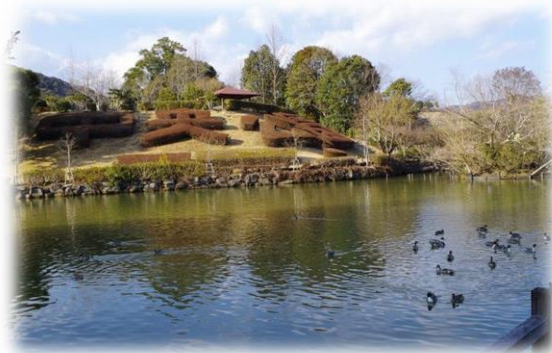
未整備となっている12か所の公園・緑地のうち、都市計画決定後50年以上経過している未整備公園・緑地が11か所あり、これらの公園計画区域内では、既に多くの建築物が建築され、整備にあたり多大な移転補償費が必要になる等の課題を有しています。

また、都市計画公園の7割近くが中心地域、その他は六合地域、金谷地域に配置されており、初倉地域には、都市計画公園が配置されていない状況です。

■都市計画公園・緑地の整備状況（令和5年3月末現在）

種類	種別	計画		開設 (一部供用含む)		面積 開設率 (%)
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	18	5.11	17	4.52	88.5
	近隣公園	5	10.50	4	3.70	35.2
都市基幹公園	総合公園	2	52.60	2	10.50	20.0
	運動公園	1	9.90	1	8.60	86.9
緩衝緑地等	特殊公園	2	33.70	1	0.20	0.6
	都市緑地 緩衝緑地	4	250.20	4	45.70	18.3
合計		32	362.01	29	73.22	20.2

出典：令和5年度都市計画のあらまし



■中央公園

出典：島田市観光協会 HP



■大井川緑地

出典：島田市

■都市計画公園・都市計画緑地の詳細

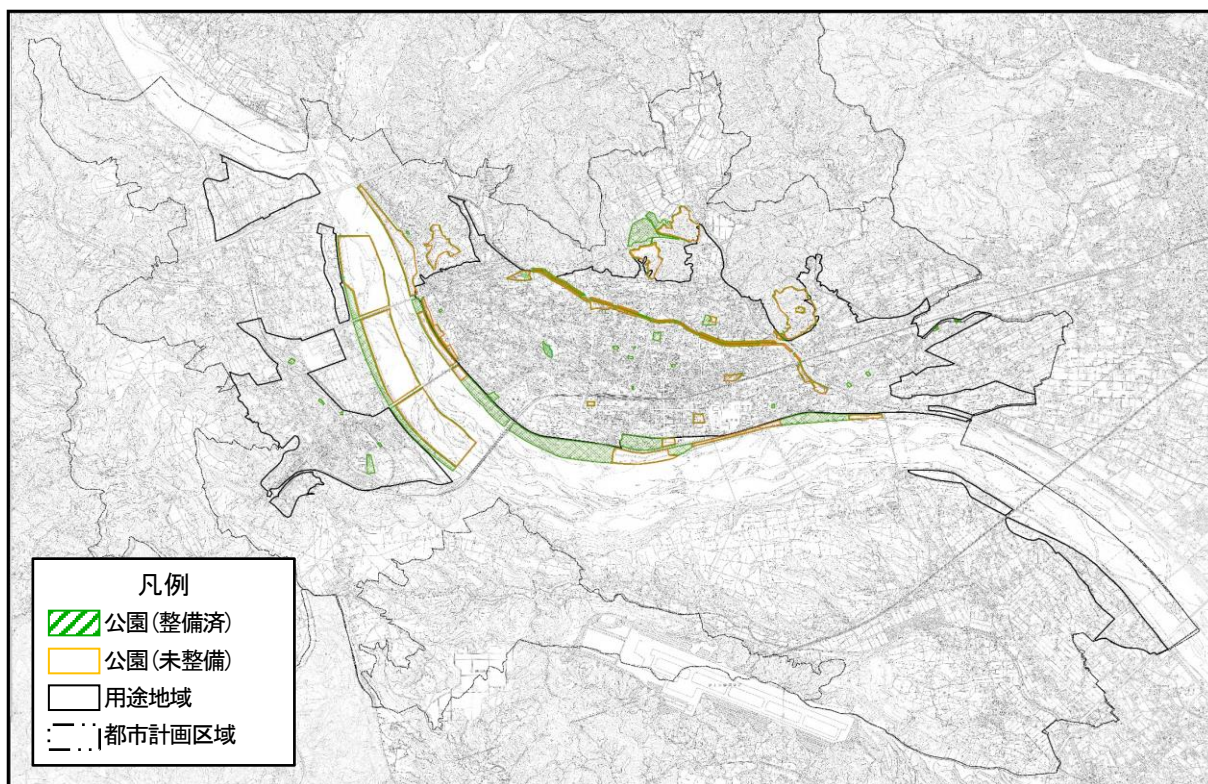
名称		位置	地域	都市計画決定		計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
番号	公園・緑地名			当初決定年次	決定権者 (カッコ内は当初)		
2・2・1	向谷公園	向谷二丁目	中心	S44. 5. 20	島田市 (国)	0. 10	0. 10
2・2・2	笹ヶ久保公園	伊太字笹ヶ久保	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 12	0. 12
2・2・3	中溝公園	中溝四丁目	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 21	0. 21
2・2・4	扇町公園	扇町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 18	0. 18
2・2・5	北島公園	東町	六合	S48. 6. 8	島田市	0. 27	0. 27
2・2・6	横井公園	横井二丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 59	0. 00
2・2・7	朝顔の松公園	河原一丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 63	0. 63
2・2・8	中央小公園	中央町	中心	S33. 3. 27	島田市 (国)	0. 94	0. 94
2・2・9	大津通り公園	大津通	中心	S50. 12. 26	島田市	0. 15	0. 15
2・2・10	あさひ公園	旭三丁目	中心	S55. 12. 25	島田市	0. 15	0. 15
2・2・11	なかじま公園	道悦三丁目	六合	S55. 12. 25	島田市	0. 20	0. 20
2・2・12	つきよだ公園	道悦三丁目	六合	S55. 12. 25	島田市	0. 20	0. 20
2・2・13	北島東公園	東町	六合	S59. 3. 28	島田市	0. 16	0. 16
2・2・14	三代島一号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 35	0. 35
2・2・15	三代島二号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 23	0. 23
2・2・16	三代島三号公園	金谷河原字三代島	金谷	S61. 1. 9	島田市 (金谷町)	0. 13	0. 13
2・2・17	金谷東公園	金谷河原及び金谷	金谷	H14. 5. 2	島田市 (金谷町)	0. 20	0. 20
2・2・18	向島町公園	向島町	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	0. 30	0. 30
街区公園計		18 公園				5. 11	4. 52
3・3・1	南町公園	南二丁目	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 5	0. 0
3・3・2	七丁目公園	本通七丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 8	0. 1
3・3・3	元島田公園	元島田	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	1. 9	1. 3
3・3・5	大井川公園	向谷二丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	3. 8	0. 8
3・3・6	往還下公園	金谷河原及び金谷	金谷	H14. 5. 2	島田市 (金谷町)	1. 5	1. 5
近隣公園計		5 公園				10. 5	3. 7
5・5・1	伊太谷川沿岸公園	伊太字八指ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	18. 3	0. 2
5・5・2	中央公園	野田及び落合ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	34. 3	10. 3
総合公園計		2 公園				52. 6	10. 5
6・4・1	横井運動場公園	横井四丁目ほか	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	9. 9	8. 6
運動公園計		1 公園				9. 9	8. 6
7・5・1	天神原公園	伊太字大鳥	中心	S38. 9. 30	島田市 (国)	10. 5	0. 0
7・5・2	白岩寺公園	御仮屋町ほか	六合	S38. 9. 30	島田市 (国)	23. 2	0. 2
特殊公園計		2 公園				33. 7	0. 2
1	大井川緑地	横井一丁目ほか	中心	S41. 10. 19	島田市 (国)	97	34. 2
2	駅前緑地	日之出町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 1	0. 1
3	北部緑地	扇町	中心	S48. 6. 8	島田市	0. 1	0. 1
4	かなや大井川緑地	金谷字往還下ほか	金谷	S61. 12. 26	島田市 (県)	153	11. 3 (153. 0)
緩衝緑地・都市緑地計		4 緑地				250. 2	45. 7 (187. 40)
合計		32 公園緑地				362. 01	73. 22 (214. 92)

出典：令和5年度都市計画のあらまし

※黄色付きは未整備となっている都市計画公園

※面積は、街区公園は少数第二位までを、その他の公園・緑地は少数第一位までとする。

※ () 書き数値は整備を要しない面積 (かなや大井川緑地における水面部分) を含んだ場合の値。



■都市計画公園整備状況図

出典：令和3年度都市計画基礎調査

■都市公園の種類（参考）

種類	種別	内容	標準規模
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10ha～50ha
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	15 ha～75ha
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園	50 ha 以上
緩衝 緑地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園	
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地	

種類	種別	内容	標準規模
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	0.1ha 以上
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地	幅員 10～20m

出典：国土交通省（公園とみどり）HP

（3）公共施設緑地

1）その他公園

都市公園以外の普通公園、緑道等は、行政区域で 31 か所、25.69ha、都市計画区域で 16 か所、3.32ha あります。

■公共施設緑地

分類	箇所数		面積 (ha)	
	行政区域 (市全域)		行政区域 (市全域)	
		うち都市計画区域		うち都市計画区域
普通公園	14	0	22.33	0.00
緑道	2	2	2.48	2.48
その他公園・緑地等*	15	14	0.88	0.84
合計	31	16	25.69	3.32

※その他公園・緑地等：伊太谷川沿岸公園、御仮屋緑地、大代川堤防桜植栽地 等

出典：島田市資料（公園台帳）

2）小中学校の運動場

本市の小中学校の運動場として、行政区域で 23 校（運動場面積 25.62ha）、都市計画区域で 18 校（運動場面積 20.96ha）があります。

■学校

分類	学校数		運動場面積 (ha)	
	行政区域 (市全域)		行政区域 (市全域)	
		うち都市計画区域		うち都市計画区域
小学校	17	13	15.53	12.58
中学校	6	5	10.09	8.38
合計	23	18	25.62	20.96

出典：島田市資料（学校施設の概要）

3) 街路樹

市が管理している街路樹は、高木が 2,261 本、28,398 m²、中木が 508 本、1,595 m²、低木が 11,113 m²あります。

■街路樹（市道）

樹種	本数	面積（m ² ）
高木	2,261	28,398
中木	508	1,595
低木	—	11,113

※高木：枝張 4 m、中木：枝張 2 m と設定

出典：島田市資料（令和 4 年度街路樹管理数量表）

【樹種】

イチョウ、エンジュ、カツラ、キンモクセイ、クス、クログネモチ、ケヤキ、サクラ、サザンカ、サツキ、サルスベリ、サンゴジュ、シラカシ、タブノキ、ナンキンハゼ、ハナミズキ、ハマヒサカキ、プラタナス、マキノキ、マツ、マテバシイ、モクレン、モミジ、ヤマモミジ、ヤマモモ、ユズリハ、ユリノキ 等

(4) 民間施設緑地

1) 市民農園

市内で、一般市民向けに開放されている市民農園は、都市計画区域内に3か所あります。

※区画数に1区画の平均面積を乗すると、3か所の市民農園の面積の合計は、3,358㎡
(約0.33ha)となります。

■市民農園

農園名	地区	区画数	1区画の 平均面積 (㎡)	面積合計 (㎡)
阪本市民農園	初倉(阪本)	79	22	1,738
御仮屋市民農園	御仮屋	41	20	820
ふれあい農園	金谷	20	40	800

出典：島田市HP(市民農園)

2) 野外レクリエーション施設

民間の野外レクリエーション施設は、都市計画区域内にゴルフ場、都市計画区域外には七曲・川根スカイパーク等があります。

■野外レクリエーション施設

施設名	面積 (ha)
静岡カントリー島田ゴルフコース	57.44
七曲・川根スカイパーク	—
島田市野外活動センター 山の家	—
やまめ平	—

出典：令和3年度都市計画基礎調査ほか

3) 社寺林

大井神社や白岩寺等の社寺林は、市街地に残された貴重な緑地となっています。

■社寺林(都市計画区域)

施設名	箇所数	面積 (ha)
社寺林	92か所	20.1ha

出典：平成29年度都市計画基礎調査



■大井神社

出典：島田市観光協会HP



■白岩寺

出典：島田市観光協会HP

4-2. 地域制緑地

地域制緑地とは、法に基づいて保全されている農用地区域、河川区域、保安林等をいいます。本市における地域制緑地は、以下のとおりです。

(1) 農用地区域

本市の農用地区域は、市全体で 3,149ha、都市計画区域内で 1,333.2ha が指定されています。

■農用地区域面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
農用地区域	3,149	1333.2

出典：※¹ 島田市資料（地区別用途別_農用地区域面積）

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(2) 河川区域

本市の河川区域は、市全体で 2,154ha、都市計画区域内で 1,147.3ha を有しており、市の中央を南北に流れる一級河川の大井川、伊太谷川、二級河川の湯日川、勝間田川、準用河川の笹間川等が流れています。

■河川区域面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
河川区域	2,154	1,147.3

出典：※¹ 国土利用計画島田市計画（平成30年3月）平成27年時点

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(3) 保安林

本市の保安林は、市全体で 2,883ha、都市計画区域内で 115ha が指定されています。

■保安林面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
保安林	2,883	115.0

出典：※¹ 島田市資料（保安林台帳）

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(4) 地域森林計画対象民有林

本市の地域森林計画対象民有林の面積は 19,975ha で、市域全体（31,570ha）の約 63.3%を占めています。都市計画区域内の民有林の面積は 722ha となっています。

■地域森林計画対象森林面積（単位：ha）

名称	行政区域（市全域）※ ¹	
	うち都市計画区域※ ²	
地域森林計画対象民有林	19,975	722.0

出典：※¹ 島田市森林整備計画書（R5改正）

※² 令和3年度都市計画基礎調査

(5) 史跡・天然記念物

本市の史跡・天然記念物の文化財で緑地として捉える国指定・県指定・市指定の史跡・天然記念物が 26 か所あります。このうち、都市計画区域内には、14 か所位置しています。

■史跡・名勝・天然記念物（令和5年3月末現在）

指定	種別	名称	備考
国指定	史跡	島田宿大井川川越遺跡	都市計画区域内
	史跡	諏訪原城跡	都市計画区域内
	天然記念物	智満寺の十本スギ	—
県指定	史跡	東海道石畳（菊川坂）	都市計画区域内
	史跡	上志戸呂古窯跡	—
	天然記念物	慶寿寺のシダレザクラ（枝重櫻）	—
	天然記念物	上相賀の大カヤ	—
	天然記念物	杉沢の大カヤ	—
	天然記念物	香橋寺の大ナンテン	都市計画区域内
	天然記念物	二軒家の大カヤ	都市計画区域内
	天然記念物	安田の大シイ	—
	天然記念物	大井川「鵜山の七曲り」と朝日段	—
市指定	史跡	駒形古墳	都市計画区域内
	史跡	愛宕塚古墳	都市計画区域内
	史跡	横岡宮の段古墳	都市計画区域内
	史跡	旧東海道と石畳（金谷坂）	都市計画区域内
	史跡	石上城跡	—
	史跡	天王山遺跡	—

指定	種別	名称	備考
市指定	天然記念物	種月院のナギ	都市計画区域内
	天然記念物	井口大井八幡神社のたり松	都市計画区域内
	天然記念物	アベマキ	都市計画区域内
	天然記念物	牧之原公園斜面のカタクリ	都市計画区域内
	天然記念物	熊野神社の大クスノキ	都市計画区域内
	天然記念物	寿永のサクラ	—
	天然記念物	二俣の大スギ	—
	天然記念物	塩本牛代のエドヒガン	—

出典：島田市資料（島田市の指定文化財一覧表）



■安田の大シイ（県指定）

出典：島田市 HP（島田市の文化財）



■井口大井八幡神社のたり松（市指定）

出典：島田市 HP（島田市の文化財）

4-3. 緑地現況量

都市計画区域における緑地現況量は、都市公園や公共施設緑地、民間施設緑地等の施設緑地が198.9ha、農業振興地域の整備に関する法律等、各種法令による地域制緑地が3,298.7haです。

■施設緑地（単位：ha）

区 分		都市計画区域
住区基幹公園	街区公園	13.8
	近隣公園	3.7
都市基幹公園	総合公園	10.5
	運動公園	8.6
緩衝緑地等	風致公園	0.2
	緩衝緑地・都市緑地	55.89
公共施設緑地	その他公園	3.3
	小中学校の運動場	21.0
	街路樹	4.13
民間施設緑地	市民農園	0.3
	野外レクリエーション施設	57.4
	社寺林	20.1
小 計		198.9

出典：平成29・令和3年度都市計画基礎調査、島田市資料

■地域制緑地（単位：ha）

区 分		都市計画区域
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	1,333.2
河川法	河川区域	1,147.3
森林法	保安林	115.0
森林法	地域森林計画対象民有林	722.0
文化財保護法	史跡・天然記念物	23.7
地域制緑地間の重複		42.5
小 計		3,298.7

出典：令和3年度都市計画基礎調査

4-4. 緑化活動

(1) 支援制度

1) 島田市緑化推進事業補助金

本市では、市民が主体となった花と緑のまちづくりの推進を図るため、緑化推進事業を行う団体に対して、補助金を交付しています。

■島田市緑化推進事業補助金の概要

項目	概要
補助対象	1. 公共施設に設けられている植栽及び花壇の維持管理活動に要する経費 ア 種子、球根、苗、肥料、薬剤、プランターその他の園芸資材の購入費 イ 園芸用の機械の購入費、借用費、燃料費、修繕費その他の植栽及び花壇の管理に必要な機材に関する費用 2. 市民への緑化に関する啓発活動に要する経費 3. 団体が緑化推進事業を実施するために必要な会議の開催、広報紙の発行、保険への加入等に要する経費
補助金額	・当該各号に定める額とし、1団体当たり50万円を限度とする。 ⇒上記1及び2に掲げる経費：事業に要する経費の額以内の額 ⇒上記3に掲げる経費：事業に要する経費の額の2分の1以内の額

出典：島田市資料（島田市緑化推進事業補助金交付要綱）

2) 生け垣づくり補助金

本市では、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりを行う市民に対し補助金を交付しています。

■生け垣づくり補助金の概要

項目	概要
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地または事業所用地で、その周囲の全部または一部に生け垣をすること。 ・生け垣の長さは連続して3m以上あること。 ・木の本数は1m当たり2本以上であること。 ・樹木の高さは外部からの眺望で1m以上あること。 ・ブロック塀等と併用する場合、塀の高さは45cmを超えないこと。 ・これまでに同住宅または事業所用地でこの補助を受けていないこと。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣づくりに要する苗木等材料費のうち、30,000円までの全額及び30,000円を超えた分の2分の1で、最高限度額は70,000円。補助対象は材料費、人工賃。

出典：島田市HP（申請書DL・生け垣づくり補助金制度）

3) 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）

本市では、市民団体や事業者による環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録・支援しています。

登録されたエコ活動には、梅林の保全・管理、竹林や雑木林等の管理、市民農園の開設と維持管理、公園の整備・維持管理、ごみ清掃等があります。

■環境保全活動登録制度の概要

項目	概要
登録要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民団体または事業者が市内で行う環境保全活動 2. 第3次島田市環境基本計画に規定する市の取組、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録された活動を広く市民に紹介すること <ul style="list-style-type: none"> ・市HPで活動内容を紹介する。（※参加者の募集を行う） ・島田市環境報告書に活動実績を掲載する。 2. 活動に必要な情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度、環境関連事業、イベント開催等の情報を提供する。 3. 団体間のネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・情報を相互発信するためのネットワークづくりを進める。

出典：島田市HP（環境保全活動登録制度（しまだエコ活動））

4) グリーンバンク事業

公益財団法人静岡県グリーンバンクでは、「定期配布事業」「緑のカーテンプロジェクト」等の街に花と緑を増やす事業に取り組んでいます。

本市内の団体においても、それらの事業を活用して緑化に取り組んでいます。

■グリーンバンク事業の概要（令和5年4月現在）

事業	概要
定期配布事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の花の会・町内会・子供会等の地域団体が、道路・公園・公共施設等を花と緑で溢れた環境にすることを目的として自主的に行う活動を応援している。 ・花の種や球根等を年2回無償配布（8月下旬・3月上旬）
緑のカーテンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・つる性の植物を窓の外に這わせて夏の日差しを和らげることで室温の上昇を抑える自然のカーテン作り推進の一環として、「緑のカーテン」にチャレンジする小・中学校等を募集している。
花生教室	<ul style="list-style-type: none"> ・土や植物に触れる機会を届けるため、継続して豊かな心を育む「花育」を子ども園等で実施している。子どもたちの情操教育や子どもと家族での良いコミュニケーションツールとなっている。

事業	概要
緑化グループ 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸技術に優れ、各地域で活発に活動している緑化ボランティア団体に花苗の種子や球根等緑化資材機材の購入経費等の補助金を支給し、緑化活動を支援している。

出典：公益財団法人静岡県グリーンバンク HP

(2) 市民による緑化・美化活動

1) 緑化団体

本市では、緑化団体が7団体あり、種まき、花植え、水やり、草取り等、市内各地区の花の会が管理している花壇の手入れをしています。

■緑化団体

団体名	会員数 (令和5年4月現在)	設立年月日
谷口美里会	15人	平成8年8月4日
横岡花の会	8人	平成17年4月1日
金谷牛尾花の会	10人	平成17年9月1日
野の花の会	13人	平成20年5月13日
花ともだち花の会	15人	平成20年4月1日
初倉まちづくりの会	13人	平成28年4月1日
旭町花の会	18人	平成31年4月1日

出典：島田市資料（令和5年度緑化団体一覧）



出典：島田市HP（花の会）

2) 公園愛護会

市内公園の維持管理においては、市民の協力のもと公園愛護会（48団体）が結成されており、年間2回以上の美化活動として、低木の剪定、除草、清掃、遊具の異常等の早期発見等が実施されています。公園愛護会に対しては、報償金、清掃に必要な消耗品の提供等の支援制度があります。

また、8月1日（令和5年度時点）を『公園愛護デー』と定め、公園愛護、社会奉仕、地域美化の心を高める日としています。この日は公園愛護会より、各地の公園で美化活動が行われています。

■公園愛護会（令和5年4月時点）

No.	公園愛護会名	公園名
1	向谷公園愛護会	向谷公園
2	伊太老人クラブ笹ヶ久保睦会	笹ヶ久保公園
3	扇町町内会	扇町公園
4	中溝公園愛護会	中溝公園
5	大井町いきいきクラブみどり会	中溝公園
6	北島東公園愛護会	北島東公園
7	北島公園愛護会	北島公園
8	大津通自治会（大津通公園美化クラブ）	大津通公園
9	新田町和楽会老人クラブ	大津通公園、中央小公園
10	中楽会	中央小公園
11	本通七丁目七福会	中央小公園、七丁目公園
12	中河町友楽会	中央小公園
13	朝顔の松公園愛護会（河原町自治会）	朝顔の松公園
14	大井川公園愛護会（稲友会）	大井川公園
15	あさひ公園愛護会	あさひ公園
16	コスモス会	なかじま公園
17	六合コミュニティ委員会	栃山川緑道
18	道悦5丁目セキスイ団地自治会	宮下公園
19	つくし子供会（八倉町母子会）	中村公園、東川根公園
20	翡翠会	湯日谷川公園、月坂第1公園
21	和会	月坂第2公園、月坂第3公園
22	元美会	元島田公園
23	南原公園愛護会	南原公園
24	東大津管理組合	東大津第1公園、東大津第2公園
25	向田組	向田公園
26	大柳公園愛護会	大柳公園
27	公園愛護会メアリーローズなごみ	なごみ第1公園、なごみ第2公園
28	猪土居児童公園愛護会	猪土居児童公園
29	上志戸呂・谷北団地公園愛護会	向川スポーツ広場、谷北スポーツ広場、谷北団地公園
30	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）番生寺ふれあい広場公園愛護会	番生寺ふれあい広場
31	御仮屋町公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（御仮屋町）
32	松葉町悠々クラブ公園愛護会	松葉町公園、松葉町1号緑地、松葉町2号緑地

No.	公園愛護会名	公園名
33	ひまわり公園愛護会	ひまわり遊園地
34	向谷元町公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）
35	みつあい公園愛護会	伊太谷川沿岸公園（向谷元町）
36	いこい公園愛護会	であい公園、清水川いこいの広場
37	菊神自治会（公園愛護会）	菊神農村公園
38	天王山公園愛護会 （川根町資源活用組合）	天王山公園
39	新町通町内会（公園愛護会）	中央第三地区一号公園
40	東光寺公園愛護会	東光寺緑地
41	天王山慰霊会	天王山公園
42	向島緑地公園愛護会	エリア向島町公園
43	金谷泉町公園愛護会	いずみ児童公園、いずみ遊園地（泉町公園1）、 泉町公園（泉町公園2）、大河原ホーム金谷団地公園、泉町緑地、往還下公園
44	木屋島公園愛護会	木屋島公園
45	牧之原公園愛護会	牧之原公園
46	駅前緑地サンカク公園愛護会	駅前緑地
47	里山仕事・しょんた塾	童子沢親水公園
48	家山川親水公園愛護会	家山川親水公園

出典：島田市資料（令和5年度公園愛護会一覧）

5. 市民意識の把握

緑に関する市民の意向を把握するため、市民意識調査を次のとおり実施しました。

①調査の概要

項目	詳細
調査時期	令和4年8月19日から9月11日まで（25日間）
回答者数	1,421人
方法	携帯電話、スマートフォンによるコミュニケーションアプリのLINEを使って不特定多数の方に回答してもらう方法で実施

②調査結果の概要

ア 市内の緑の現状

市内の良い自然環境で思い浮かぶ緑については、「牧之原大茶園や田畑等の農地」と答えた方が最も多くなっています。また、伝え残していくべき緑については、「牧之原大茶園や田畑等の農地」と「大井川周辺の緑」と答えた方が最も多くなっています。

イ 市内の緑の将来

市内の緑の将来については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」と答えた方が最も多くなっています。

ウ 公園について

公園の利用状況では、「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」と答えた方が最も多くなっています。

エ 維持管理について

市内の緑に関する活動への参加状況は、「わからない」と答えた方が最も多くなっています。

これらの調査結果の詳細については、巻末の資料に掲載します。

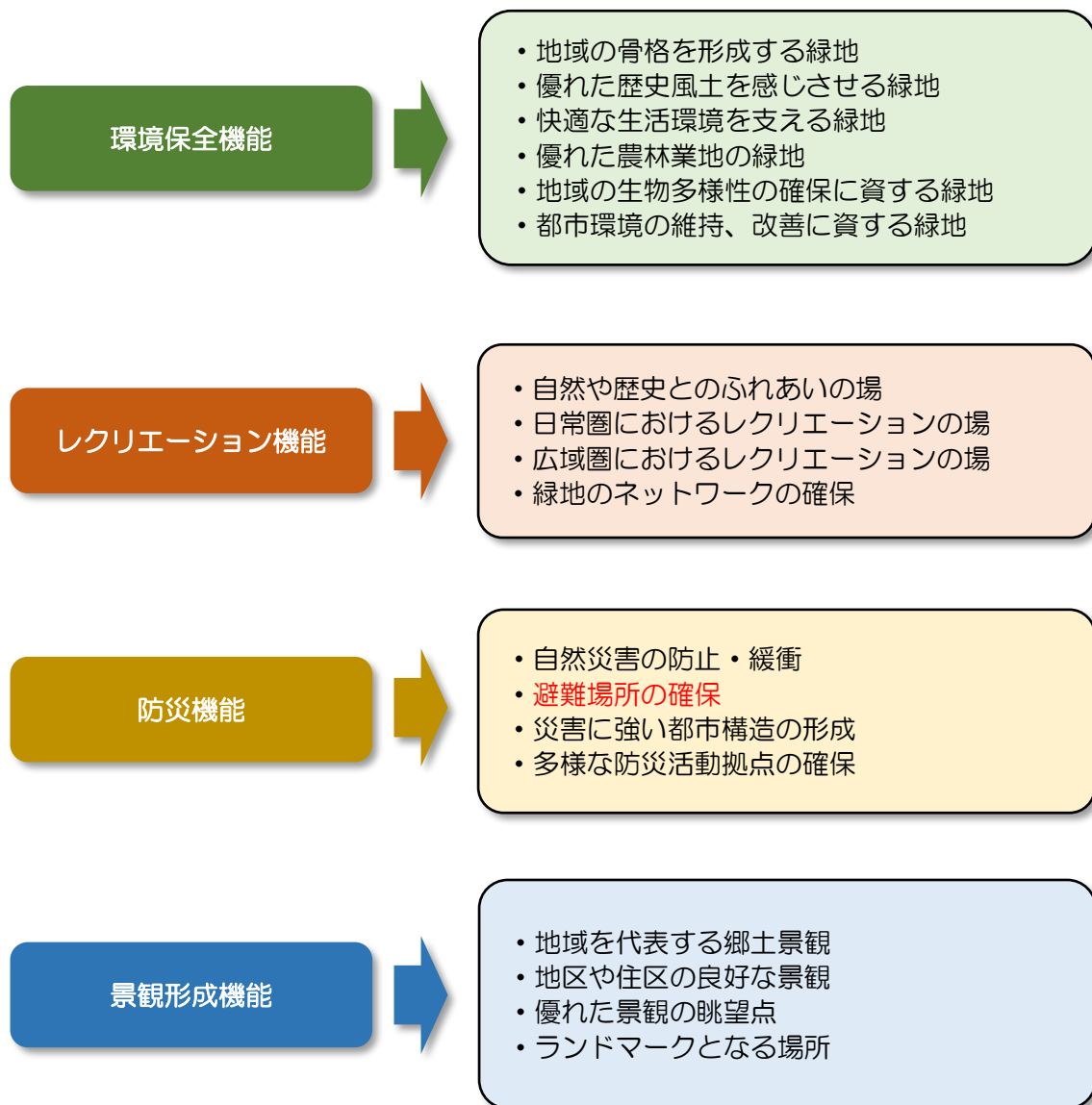
なお、その他として、毎年度実施している「島田市総合計画市民意識調査報告書」の令和4年度調査における市民満足度・重要度をみると、「水資源・水環境の保全」が満足度と重要度の両方で、「森林等の自然環境の保全」、「心地よい景観形成」、「公園の整備」の緑に関連する項目を上回る結果となっています。

第4章 分析・評価、課題の整理

1. 機能の分析・評価

緑地が本市において果たす主要な機能として、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つがあげられ、これらの機能を持った緑地がネットワークを形成することにより、機能が効果的に発揮されます。

本章では、これら4つの機能別に緑地の分析・評価、課題の整理を行います。



■機能の区分と視点

1-1. 環境保全機能

(1) 地域の骨格を形成する緑地

○緑地の軸・核（大井川、市域北部の樹林地）

【評価】

- ・市域を縦貫する大井川は、「鶴山の七曲り」が県の天然記念物に指定されているほか、中流域が環境省の「重要湿地」に選定されており、緑地の軸として、重要な環境を形成しています。
- ・市域北部の樹林地は、緑地の核として、都市の環境基盤を形成しています。

○市街地を取り巻く緑地（牧之原大茶園、市街地外縁の斜面緑地）

【評価】

- ・牧之原大茶園は、日本最大の茶産地です。
- ・市街地外縁の斜面緑地は、市域北部の樹林地と市街地の緩衝帯となっています。

(2) 優れた歴史的風土を感じさせる緑地

○社寺林（大井神社、天王神社、医王寺 等）

【評価】

- ・社寺林は、優れた歴史風土を感じさせる郷土景観であり、市街地の貴重な緑地となっています。

○史跡周辺の緑地（島田宿大井川川越遺跡、駒形古墳 等）

○天然記念物（智満寺の十本スギ、慶寿寺のシダレザクラ 等）

【評価】

- ・固有の歴史的風土であり、国・県・市の指定文化財となっています。

(3) 快適な生活環境を支える緑地

○都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地）

【評価】

- ・都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は10.7㎡/人であり、島田市都市公園の設置基準等を定める規則第4条の基準値（10㎡/人以上）を満たしています。
- ・都市計画公園は、20.2%と低い整備率です。

○公共施設の緑地（普通公園、小中学校の運動場、街路樹 等）

○市街地を流れる中小河川（伊太谷川、大津谷川、大代川、家山川 等）

【評価】

- ・普通公園や街路樹、中小河川は、潤いある生活環境を形成する貴重な資源となっています。

(4) 優れた農林業地の緑地

○茶園、梅園（牧之原大茶園、家山梅園、伊太梅園 等）

【評価】

- ・生産力の高い農用地や樹林は地域の環境保全に資するとともに、市街化を抑制しています。

○森林法による地域制緑地（保安林、地域森林計画対象民有林）

【評価】

- ・森林は騒音や粉塵、風害等の影響の緩和等の役割を有しています。

(5) 地域の生物多様性の確保に資する緑地

○茶園（茶草場）

【評価】

- ・茶園の茶草場には 300 種以上の草地性植物が生育し、フジタイゲキ等の絶滅のおそれのある種も見ることができます。

○良好な水辺地（大井川中流域（重要湿地）、野守の池 等）

【評価】

- ・大井川の中流域は、「日本の重要湿地 500」として選定され、ミヤマシジミ、ツマグロキチョウ、コムラサキ、カワラバッタ等の生息地となっています。
- ・野守の池は、大井川の流れが変化し、池として残った河川湖です。

○貴重な野生動物の生息地（市域北部の樹林地、市街地周辺の斜面緑地）

【評価】

- ・市域北部及び市街地外縁の樹林地は、比較的まとまりのある緑地であり、貴重な野生動物の生息地となっています。

(6) 都市環境の維持、改善に資する緑地

○社寺林（大井神社、天王神社、医王寺 等）

○風の通り道となる河川（大井川、市街地を流れる中小河川 等）

○市街地を囲む斜面緑地（牧之原台地、伊太地区、白岩寺）

【評価】

- ・市街地にある社寺林、風の通り道となる中小河川や市街地を囲む斜面緑地は、都市環境の負荷の軽減に寄与しています。

○工場立地法により規定する緑地（工場地周辺の緑地）

【評価】

- ・法令により緑地を確保することで、工場地周辺の環境の負荷軽減に寄与しています。

1-2. レクリエーション機能

(1) 自然や歴史とのふれあいの場

○河川、水辺（大井川、野守の池 等）

【評価】

- ・大井川や野守の池等の水辺は、自然とのふれあいの場として保全を図るとともに、環境に配慮した利用に資する整備が求められます。

○市街地内の社寺林（大井神社、快林寺、医王寺 等）

○史跡周辺の緑地（島田宿大井川川越遺跡、諏訪原城跡 等）

【評価】

- ・市街地内の社寺林や、史跡である諏訪原城跡、駒形古墳等の周辺の緑地は、街の歴史の中で重要な要素でもあることから、適切な維持管理が求められます。

民間施設緑地（市民農園、野外レクリエーション施設 等）

【評価】

- ・民間の市民農園や野外レクリエーション施設は、自然とのふれあいを求めるニーズに応えるレクリエーション地として、維持管理が求められます。

自然のイベント（伊太梅まつり、かわね桜まつり 等）

【評価】

- ・桜の開花や紅葉の時期に実施されている季節毎のイベントは、人々の交流を育むふれあい機会の場となっています。

(2) 日常圏におけるレクリエーションの場

○河川、水辺（大井川、野守の池 等）

【評価】

- ・大井川や野守の池等の水辺は、自然とのふれあいの場として保全を図るとともに、環境に配慮した利用に資する整備が求められます。

○都市公園（街区公園、近隣公園）

【評価】

- ・住区基幹公園として、街区公園 91 か所、近隣公園 4 か所が整備されています。
- ・公園愛護会等の緑化活動により、低木の剪定、除草等の活動が実施されています。

○公共施設緑地（普通公園、小中学校運動場 等）

【評価】

- ・地域住民が日常的に歩いて行けるレクリエーションの場として適切に配置、維持管理が求められます。

(3) 広域圏におけるレクリエーションの場

○広域的なレクリエーション拠点（中央公園、横井運動場公園、大井川緑地、かなや大井川緑地）

【評価】

- 中央公園は、緑地に囲まれた総合公園で、森の中のアスレチック、鶺田沢池、ブランコや滑り台等の遊具があります。
- 横井運動場公園は、大井川沿いにある運動公園で、野球場やサッカー場が整備されています。
- 大井川緑地、かなや大井川緑地は、河川敷を利用したレクリエーション地として利用されています。

(4) 緑地のネットワークの確保

○緑道（栢山緑道）

【評価】

- 道悦島から東町方面へかけ、延長約 1.7 キロの緑道であり、7月～9月頃になると、カンナが開花し、歩く人たちの目を楽しませています。

○マラソンコース（大井川河川敷）

【評価】

- 日頃から、ランニングコースとして親しまれています。
- 年に1回開催される「しまだ大井川マラソン in リバティ」では多くの参加者が大井川河川敷を駆け抜けています。

○サイクリングコース

【評価】

- 茶園や大井川沿いで景観を楽しみながら、サイクリングが楽しまれています。

1-3. 防災機能

(1) 自然災害の防止・緩衝

○保水機能・遊水機能を有する緑地（農地 等）

【評価】

- ・大井川、湯日川、伊太谷川、栃山川、東光寺谷川、大津谷川、大代川等が氾濫した場合、これらの水害を緩衝する機能を有しています。
- ・雨水の流出を抑制するための機能を有しています。

○土砂流出、土砂崩壊を防ぐ樹林（市域北部の樹林、市街地外縁の樹林地）

【評価】

- ・土砂の流出や崩壊、その他山地災害の防備として、崩壊防止のために土壌保持や下層植生が発達できる樹林の維持に寄与しています。

(2) 避難場所の確保

○避難場所となる公園・広場（都市公園、普通公園、小中学校運動場 等）

【評価】

- ・都市公園、普通公園、小中学校等は、避難場所としての機能を有しています。

○避難路となる道路（避難場所とつながる道路、街路樹）

【評価】

- ・人命を守る避難地や防災活動拠点となる公園・緑地の確保とともに、各拠点につながる安全な避難ルートを確保するための街路樹があります。

(3) 災害に強い都市構造の形成

○火災の危険を防除する公園・広場（都市公園、普通公園、小中学校運動場 等）

○市街地での延焼遮断空間（市街地の中小河川、街路樹）

【評価】

- ・都市公園や河川緑地、街路樹により緑化された幹線道路等の延焼遮断空間が形成されています。

(4) 多様な防災活動拠点の確保

○ヘリポート基地、救助・救援活動の防災拠点（中央公園、大井川緑地、かなや大井川緑地）

【評価】

- ・救助・救援活動の拠点、ヘリコプターの離着陸の機能を有する公園・緑地は、救護・復旧物資の集配・備蓄等、防災活動拠点としての機能が確保されています。

1-4. 景観形成機能

(1) 地域を代表する郷土景観

○都市骨格を形成する河川・茶園（大井川、牧之原大茶園 等）

【評価】

- ・大井川がもたらす豊かな恵みは、広大な大茶園等の景観を形成しています。

○社寺林（大井神社、天王神社、医王寺 等）

○史跡、天然記念物（諏訪原城跡、智満寺の十本スギ 等）

【評価】

- ・社寺林や史跡、天然記念物は地域住民の生活に根ざした郷土景観となっています。

(2) 地区や住区の良い景観

○良い景観を形成している地区（地区計画において定めた緑化事項、建築協定・景観協定において定めた緑化事項、工場立地法における緑地）

【評価】

- ・地区や住区のとまりのあるエリアにおいて、一定のルールにより、緑地を確保しています。
- ・「新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画」では、斜面緑地を保全するため、木竹の伐採が制限されています。
- ・建築協定のある住宅地では、敷地内の緑化や道路・敷地境界の生け垣化等の協定が定められています。
- ・街路樹や生け垣等は、緑地が少なくなりがちな市街地の景観を向上させる役割を持っています。

(3) 優れた景観の眺望点

○市街地周辺の眺望地（白岩寺、天神原 等）

【評価】

- ・市街地を囲む丘陵地は、眺望地点となるとともに、市街地からみた緑豊かな景観を形成しています。

(4) ランドマークとなる場所

○シンボルとなる景観（島田市役所周辺、島田駅周辺 等）

【評価】

- 本市のシンボルとなる景観として、市役所本庁舎、島田駅周辺等があります。

○アイストップとなる景観（大井川、牧之原大茶園、社寺林 等）

【評価】

- アイストップ（人の視線を引きつける対象物）となる景観として大井川、牧之原大茶園、社寺林等があります。

2. 課題の整理

各機能の分析・評価を加味して、本市が緑地に関して抱える課題を機能ごとに整理しました。

2-1. 環境保全機能

- 市域全体の緑地の骨格を形成する大井川、市街地を取り囲む斜面緑地等は保全が求められます。
- 社寺林、史跡周辺の緑地、天然記念物は、優れた歴史風土を感じさせる緑地として保全が求められます。
- 身近な都市公園や公共施設緑地、市街地を流れる中小河川は、快適な生活環境を支える緑地として保全が求められます。
- 本市の特徴である茶園や保安林等は、優れた農林業地として、市街化の抑制や騒音や粉塵、風害等の影響の緩和等の役割を持つ緑地として保全が求められます。
- 茶園（茶草場）、大井川・野守の池等の水辺地、市域北部の樹林地等は、市街地の郊外に位置し、生物多様性の核となる緑地として保全が求められます。
- 社寺林や河川、市街地を囲む斜面緑地を保全することにより、都市環境の負荷軽減が求められます。
- 緑化活動の推進について、担い手の確保や育成が求められます。

2-2. レクリエーション機能

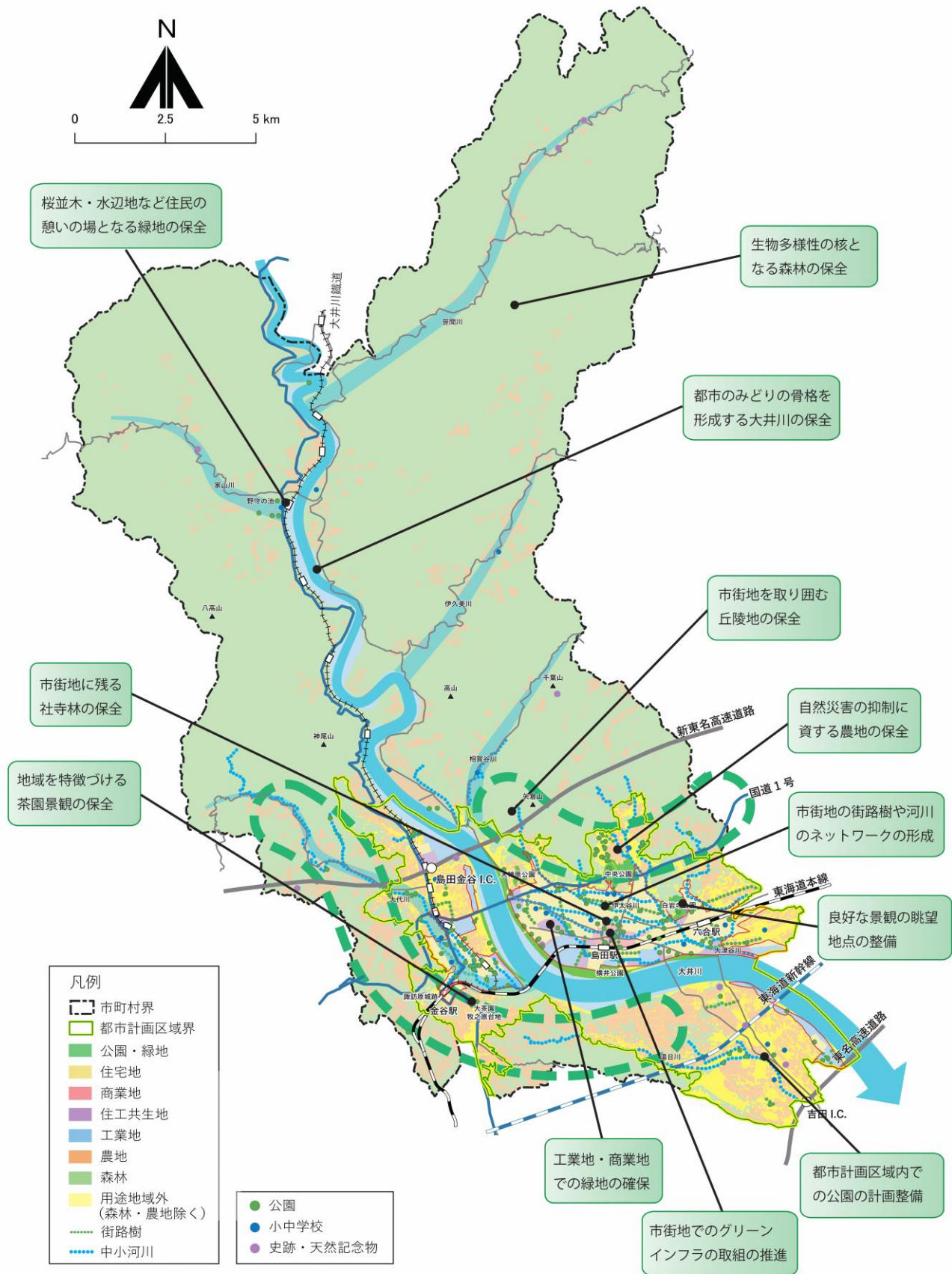
- 人口減少や高齢化に対応した公園の再編、特色ある公園施設の整備・維持管理が求められます。
- 都市計画決定された公園の円滑な整備や長期間未整備となっている公園のあり方について検討することが求められます。
- 都市公園の徒歩圏外となっているエリアで、日常的に歩いて行ける公園を充実させることが求められます。
- 超高齢社会に突入している現代において、公園愛護会等の活動を通じて、高齢者の Well-Being を向上させることが求められます。
- 季節に応じた魅力あるイベントを活用した地域振興が求められます。
- 健康づくり、景観、休憩・休息ができる等、レクリエーション機能の充実が求められます。

2-3. 防災機能

- 災害時の避難場所・防災拠点となる公園・緑地や公共施設緑地の防災機能の強化について計画的な配置が求められます。
- 市街地において、災害時における延焼遮断空間となる緑地の確保が求められます。
- 雨水流出の抑制を図る公園やレインガーデン（雨水浸透緑地帯）の整備が求められます。
- まとまりのある農用地や市街地周辺の斜面緑地は、自然災害の抑制や被害軽減に資するため、保全が求められます。
- 工場地周辺については、騒音や大気汚染の緩和等に配慮した緑地の確保が求められます。

2-4. 景観形成機能

- 地域を特徴づける景観資源（茶園、大井川、山なみ等）の保全が求められます。
- 地域住民に親しまれている自然・歴史・文化と調和した景観（花の名所、社寺林、天然記念物の樹木等）の保全が求められます。
- 市街地を囲む斜面緑地の保全とともに、良好な景観の眺望地点の環境整備が求められます。
- 島田駅周辺や商店街等、にぎわいのある空間づくりに資する緑化の推進が求められます。



■緑の課題図